

## 第4回定例会議事日程（第3号）

### 第1 一般質問

福田清宏君

1. 沿岸漁業の振興について  
新規沿岸漁業就業者支援金の事業内容等の見直しについて伺う。
2. 防災対策について
  - (1) いちき串木野市総合防災訓練の実施結果と今後の検討事項について伺う。
  - (2) いちき串木野市地域防災計画の過去の主な災害及び想定される被害の総括表の記載について伺う。
3. 行政嘱託員制度について
  - (1) 平成30年9月26日の議員全員協議会において報告があった行政嘱託員制度の見直しについて伺う。
  - (2) 行政嘱託員の業務を自治公民館の庶務会計、又は主事が希望する場合は、受託できないか伺う。
4. 中央交流センターについて
  - (1) 既存の公共施設の活用について、12月を目途に協議するとのことであったが、その結果について伺う。
  - (2) 協議の結果次第では、改修の箇所が出てくると思われるが、その対応について伺う。
5. 消防行政について
  - (1) 消防庁舎について伺う。
  - (2) 消防職員の配置状況と勤務体制について伺う。

吉留良三君

1. 合併15年経過後の市政のあり方について
  - (1) 「活性化に資する施策」について伺う。
  - (2) 地域循環型経済の推進について伺う。
  - (3) エネルギーの地産地消と環境対策について伺う。
  - (4) 効果的な買い物弱者対策について伺う。
  - (5) 「田舎の田舎」の定住を支える「小さな拠点」づくりについて伺う。
2. 草木の茂る道路の整備について
  - (1) 最低限の重機の整備について伺う。
  - (2) 市域を一部越えた道路の整備について伺う。

西別府 治君

1. 平成30年6月に水産庁がとりまとめた水産政策の改革について
  - (1) 水産政策の改革の方向性について伺う。
  - (2) 持続可能な資源管理を行う管理型漁業の必要性について伺う。
  - (3) 漁協が所得向上に向け作成した「浜プラン」の現状と支援について伺う。
  - (4) 水産物産地市場における市場統合や施設の重点化について伺う。
  - (5) 漁協が行うマーケットイン等の人材支援について伺う。
2. 市来駅周辺の開発・整備について
  - (1) 国道3号から駅に至るエントランスの現状について伺う。
  - (2) 土地区画整理事業の未執行における宅地開発のあり方について伺う。
  - (3) 商業施設等の減少に伴う駅前拠点づくりの方向性について伺う。
  - (4) 県営橋之口団地の老朽化や高齢化に伴う周辺の住みやすい環境整備について伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

本会議第3号（12月11日）（火曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	竹之内勉君
4番	田中和矢君	12番	原口政敏君
5番	中村敏彦君	13番	下迫田良信君
6番	大六野一美君	14番	宇都耕平君
7番	西別府治君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神 蘭 正 樹 君
補	佐	石元謙吾君	主	任	軍 神 卓 也 君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消 防 長	前 屋 満 治 君
副 市	長	中屋謙治君	まちづくり防災課長	下 池 裕 美 君
教 育	長	有村孝君	給食センター所長	荒 田 和 信 君
地 方 創 生 統 括 監	松 尾 章 弘 君	観 光 交 流 課 長	後 瀧 正 実 君	
総 務 課 長	田 中 和 幸 君	農 政 課 長	富 永 孝 志 君	
政 策 課 長	北 山 修 君	土 木 課 長	内 田 修 一 君	
財 政 課 長	東 浩 二 君	水 産 商 工 課 長	平 川 秀 孝 君	
市 来 支 所 長	中 村 安 弘 君	都 市 計 画 課 長	火 野 坂 齊 君	
教 委 総 務 課 長	木 下 琢 治 君			

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（平石耕二君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。  
まず、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） さきに通告いたしました事項について、順次質問を行います。

まず一つ目は、沿岸漁業の振興についてであります。

その1、新規沿岸漁業就業者支援金の事業内容等の見直しについて伺います。

沿岸漁業を取り巻く環境は厳しく、マグロ船を降りて沿岸漁業に従事する人もなく、高齢化に加え、新規に沿岸漁業に従事する人、すなわち組合員のなり手がいない状況にあります。以前は、漁業補償等の配分のこともあり、正組合員の資格審査を厳しくしていた時期もあったと思っております。これから先は、新規に沿岸漁業に従事する人を発掘していかなければなりません。そうなれば、漁業に従事する者は組合員資格の規定に鑑み、准組合員から始まることになると思います。

そこで、新規沿岸漁業就業支援金の事業内容等の「市内の漁業協同組合の正組合員となり」と定めた理由について、まず伺います。

次に、「正組合員となり」を「准組合員となり」への見直しについて伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をいただき、その後は質問者席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田清宏議員の御質問にお答えをいたします。

新規沿岸漁業就業者支援金の事業内容等の見直し

についてであります。

支援金制度につきましては、昨今の沿岸漁業者の高齢化、後継者対策として、平成24年度に創設した事業であります。これまでに3人の方がこの支援金を受給し、今年度も一人の方が受給を予定されているとお聞きしております。

対象者を正組合員と定めた理由については、漁業を専業で継続的に営んでいただくことを目的に正組合員としたところであります。

就業者支援金については、漁協の正組合員になり1年以内の方を対象とし、おおむね55歳以下としておりましたが、非常に厳しい後継者の現状を鑑み、今年度から対象年齢を65歳以下に引き上げたところであります。

○15番（福田清宏君） 「正組合員となり」と定めた理由については今、説明があったとおりであります。が、「市内の漁業協同組合の正組合員となり」を「准組合員となり」への見直しについて伺います。

市長が御承知のとおり、今までの正組合員は、マグロ漁船を降りて、あるいはマグロ漁船から汽船に行き、汽船を降りて、沿岸漁業に従事していたという形でした。ところが、このようにして沿岸漁業に従事した人たちが、近年もうマグロ船に乗船する人がいなくなったために、マグロ船から沿岸漁業へという、このサイクルが崩れているんですね。今までは、マグロ船に乗ってるからもう当然、組合員資格があるわけですよ。漁労日数的なことを考えれば。ところが、今からはこれがないわけで、新たに新規に沿岸漁業に従事する人はゼロ日からのスタートなんですね。

これはもう組合長もされて御承知だと思いますが、組合員資格の中に、90日以上100日以内の中で定めなさいという中の漁労日数の規定がありますから、当然、正組合員からのスタートというのはあり得ないんですよ。あり得ないんです。新規就業者は正組合員からのスタートというのはあり得ないんですね。それからすると、やはり准組合員からのスタートになるわけで、そのスタートになるときにやっぱり漁船の購入代とか、漁具の購入代とか、そういうことに資金が要るわけですから、その段階でこの支援金

が活用されていかなければいけないということになってきているんじゃないかということがもとで、今回この質問をしています。

ですから、正組合員となり、1年以上どうこうじゃなくて、准組合員でも新規就労者を獲得したそのときから、この支援金を活用させていただかないと、なかなか新規の就業者の獲得はより難しいんじゃないかと。こういうことで、「正組合員となり」を「准組合員となり」へ見直しできませんかと、そういうお尋ねであります。

**○市長（田畑誠一君）** 本市の大きな基幹産業の一つは漁業であります。その中の主力をなしてたのは、今ずっと過去の経緯を、流れを申されましたので、私もつけ加えさせていただきますが、ほとんどの方がマグロ船にまで乗ったんですよね。それから、昭和40年ごろから盛んになったと思いますが、マグロ船から汽船に乗る人が増えて、そして、汽船でまた55歳ぐらいで大体定年になって、当時は定年制が55歳でしたので、定年になったら退職金を使って、まだまだ若いんで沿岸漁業をしたいということで、退職金で船を求めて、漁業に従事されたというケースが今まであったわけでありまして。もうお述べになったとおりです。

ただ今日、なかなか所得が上がらないという言い方もあるんでしょうか。魚も釣れないとか、油が高いとか、いろいろ言われる中で、汽船をやめてこられても、なかなか新たに船をつくって沿岸漁業へ乗り出そうという人が、最近どうも減ってきているようであります。事ほどさように沿岸漁業に後継者対策とか非常に厳しいということ、お述べになったとおりであります。

そこで、おっしゃいますとおり、最初のスタートはもちろんみんな准組合員からですよ。おっしゃるとおりです。その中で今までこの支援制度というのを正組合員に求めたのは、いわゆる後継者として、漁業を専業として継続的に頑張ってください後継者というふうに位置づけて、今までこの支援制度はスタートした。その位置づけるには水協法で求められた90日以上ですかね、漁労に従事したものであるという資格要件があります。したがって、その資格要件を満

たした方に対して、後継者対策、漁業専業者ということで、議会の皆さん方の要望やらを聞きながら、24年度からこの後継者対策としての支援金を創設したわけでありまして。

そこで問題は、今おっしゃった、最初のスタートはゼロから、新規就労者というのは准組合員からおっしゃるとおりです。ただ、そうなんです、漁業後継者、漁業を専業と営むということが担保されたといいますか、そういう形に対してこの支援をするということでありまして、そこらあたりについてはこれから漁協の皆さんとも、具体的なひとついろんな研究をしてみたいと考えております。位置づけについてですね。

**○15番（福田清宏君）** 市長、仰せのとおりでありまして、本浦でいえば昭和42年に漁願相撲が中止になりました。これからですよ。汽船に雪崩を打ったのは。「もう年に1回、親友朋友と会えないのなら、何も漁船に乗っとらんでもよかよ」というのもあったりして、漁願相撲の中止がきっかけとなって、汽船に雪崩を打ったと。そういう状況もあって、それ以来、やっぱりマグロ船の乗組員の確保に苦労してきているというのが現状に至っていると思います。

それはそれとして、やはり水協法上、90日以上ということの漁労に従事する日数が組合員資格で規定されていて、ところが最初、漁労を始める人はゼロ日から始めるわけですから、当然、正組合員になり得なんですよ。なれないんです。ところが、マグロ船の場合は、この90以上の漁労に従事することをクリアしてますから、下船して、即、沿岸漁業に従事しても、出資金さえすれば、沿岸漁業の従事者になれるんですね。ところが、今日、繰り返しますが、マグロ船に乗る人がここ十数年来いないわけですから、マグロ船から降りて沿岸漁業に従事する人もいないわけで、即、正組合員から始まる沿岸漁業者というのはもうおらせんわけですね。そういうときに至っては、やはり創設されたときとはちょっと思いを変えないと。一番お金が要るときに、准組合員やっで支援金はないよという話では、新規就労の支援にはならないと思うんです。

もちろんその人が専業としてするかしないかとい

う判断は、さっき市長が言われたとおり、漁協が一番わかっているわけですからね。それは漁協とお話しされて、協議していければいいと思うんで。

しかし、正組合員ということから始めるという規定であれば、受けられる人がいないんですよ、もう。だから、この支援金そのものがないのと同じになってると私は思うんです。だから、やっぱり正組合員を准組合員に書きかえていかないと、新規就労者への支援の、せつかくのこの制度が生きてこない。こういうふう思うんですけれどもね。

再度お答えあれば、お答えください。

**○市長（田畑誠一君）** 福田議員ですね、今おっしゃいましたとおり、なるほどスタートは准組合員からでしかありません。あり得ないわけですね。そして、その沿岸漁業に従事する人が大変厳しくなっている、そういう中で、最初の就業のときに、おっしゃったとおり、漁具の整備とか、大きくは漁船を購入するとか、お金がたくさん要ります。それは確かに。だから、漁業に就労するの支援に対しての大きな、大きなといっちはちょっと語弊がありますが、手助けになる。少なくとも漁業を始めようとする、そのはずみにはなると思うんです。支援になると思います。

ただ、そこで問題なのは、この制度自体が漁業を専業とする後継者対策とするという方々に対することを支給要件にしておりますので、その辺の解釈の仕方をどのようにしていくか、漁協としっかり協議をしてみたいと思っております。

**○15番（福田清宏君）** いずれにしても資格のお話ですから、当然、各漁協において日数にも違いがあるようですね。90日があったり、100日以上というのがあったりいろいろしますから、当然そういうことで協議してもらわなきゃなりません、やっぱり1年以上継続しなければ漁業に従事するという話ではないわけで、365日のうちの90日以上とかという話ですから。もともとの積算がですね。そこは基本なんですよ。だから、それがもしできないとすれば、就労金は返還してもらわないかんですね。そのくらいの規定を設けていいんじゃないですか。

だけど、准組合員からでないこの支援金の活用

はでけんですよ。どう考えても正組合員からのスタートというのはあり得ないんですから。と私は思っています。

そういうようなことで、こういう見直しをしていただいて、もろもろまた協議していただいて、この支援金の支給を受けて、新規に沿岸漁業に従事する人が生計を営むことができ、そして、この沿岸漁業の今、市で一生懸命、手を入れていただいております政策等と相まって、沿岸漁業の振興に寄与していくということになれば、この支援金の目的は達成されていくんじゃないかと。こういう思いからの質問でありますので、そこは漁協ともお話をされながら、ぜひこの正組合員なりを准組合員にかえて、新規就労者の発掘に努力をしていくという形がとれますように期待をいたします。

またあればいただいて、先に進みます。

**○市長（田畑誠一君）** 今、沿岸漁業に従事する人が非常に厳しい。だから、新規の際に支援をするのは大きな、大きなといえば語弊がありますが、手助けになりますよね。確かにおっしゃるとおりです。だから、最初は准組合員からしかスタートせんわけですから、一番金の要るときにこれを活用させなさいよと、そういう御意思だと思っております。

ただ、この決めた本旨というのは、漁業後継者がいないから漁業を専業にする、継続的にするということが担保されたとき、すなわち正組合員になったときという形でこの制度をつくっておりますので、その見方というものを漁協と協議してみたいと考えております。

**○15番（福田清宏君）** ぜひそうしてください。だから、准組合員ということからスタートすることということさえ、この段階では頭になかったと思うんですよ。漁協やったってそうだと思います。正組合員からのスタートでよろしいと思ってたと思うんですよ。ところが、やっぱり現状はそうじゃないわけですから、ぜひひとつ、今、市長が御答弁いただいたようなことで進めていただければと思います。

では、次に進めさせてください。

次、二つ目は、防災対策について伺います。

その一つは、いちき串木野市総合防災訓練が去年、

今年と行われました。その実施結果と今後の検討事項について、まずお伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 市総合防災訓練についてであります。

今回の総合防災訓練は、本浦地区を訓練会場として、地震による津波の発生を想定し、地区住民の方々375名、関係機関を含めると約500名の方に参加をいただき実施しました。災害対策本部の設置、運営、住民への情報伝達、住民避難、炊き出し、AED取り扱いなどの訓練のほか、海上漂流者救助訓練などを実施したところであります。住民の方々からは「有意義な訓練を体験できてよかった。」「今後、役に立つと思う。」といった意見もいただきました。

避難訓練等を実践することで、言葉だけでは伝わらない防災に関する意識の向上が図られたものと感じております。

災害は日本中、今日いつでも起こり得る状況下において、市民の命を守り、安全安心を確保するため、市としての防災体制づくりや市民への防災意識の啓発など、あらゆる観点から今後とも十分に備えてまいりたいと思っております。

訓練をした結果の詳細等につきましては、担当課長に答弁をいたさせます。

**○まちづくり防災課長（下池裕美君）** 今回の総合防災訓練は、地域防災計画による災害の想定を基準といたしまして、地震による津波の発生を想定し、本浦地区で実施させていただきました。

訓練内容といたしましては、気象庁による地震津波情報や訓練開催地の地域の特性などを考慮いたしました。災害対策本部の設置、運営、住民への情報伝達訓練、讃岐公園等への住民避難訓練、県防災航空隊、串木野海上保安部、市消防本部、3機関連携による海上漂流者救助訓練等を行ったところでございます。

特に今回は、市民の防災に対する理解をより深めていただくために、初めてではありますが、住民参加型訓練といたしまして、消防職員、消防団等の指導による消火訓練、AEDの取り扱い訓練、そして、応急搬送訓練等を実施したところでございます。関

係機関を含めまして、先ほど市長からもありましたが、500人の参加をいただいたところでございます。

それと、今回初めて、串木野海上保安部に参加をいただきました。海難救助等で活躍する海上保安部を市民の方に再確認していただけたのかなと感じております。

そのほか、海面からの要救助者を吊り上げる県防災ヘリに対しまして、訓練会場におきまして、大きな拍手と歓声上がる場面もありました。関係機関が連携して防災対策について取り組みを進めることで、理解を深めていただけたと考えております。

今後も防災訓練を通じまして、地域で連携した避難行動の確認を行うほか、住民の防災意識の向上を図るとともに、災害応急対策の充実に努めたいと考えております。

また、日頃から、自主防災組織等による避難訓練により、住民みずからが避難行動を理解をし、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を確認することが、災害から身を守る行動につながると改めて感じたところであります。地域におきます共助の取り組みが推進されるよう地域防災の充実に向けて、支援してまいりたいと考えております。

**○15番（福田清宏君）** 私もこの本浦地区での海上、陸上あわせての訓練は、おおむね初期の目的を達成したというふうに感じております。参加いたしました一人ではありますが、一つだけ、少し中々見えてきたことを申し上げますので。苦情じゃなくてですね、今後のやっぱり続けてもらわなければならぬ総合防災訓練ですから、中で検討の一つにでも加えていただければありがたいと思うのですが。

まず、訓練はやっぱり一人でも多く参加してもらわないかん。それが第一義だと思うんですね。ところが、炊き出し訓練には非常食配布の数の問題が絡んで、最初で少し説明の仕方にうまく連携がとれないところがあって、公民館によっては市からもらった案内文を回さなかったところがあるんですよ。それはなぜかといえば、炊き出し訓練の数はこれだけです、よって、これこれの人数を動員してくださいという形になってたから。そういうことであって。逆だと思うんですね。とにかくたくさん参加するよ

うに動員してくださいと。その数を見た上で、炊き出し訓練による非常食の数は、つくればいいわけであって、これが逆に今回説明がなされたために、後では修正されたんですけど、もう間に合わないんですよ。そういうようなことがありましたので、やはり一人でも多く参加していただくということを第一義に考えて、対応していくことのほうがいいんじゃないかと思うんですがね。その辺はどんなふうに受けられましたかね。

**○まちづくり防災課長（下池裕美君）** 今回、地区への訓練の内容の説明をするに当たりまして、御指摘の参加者を把握するための説明の中で、まず炊き出し訓練での数を基準に当初、説明したこと、そして、その後の説明不足な点があったということで、不十分な点があったことは認識しているところでございます。

次回からの訓練に際しましては、住民の参加など訓練内容等について、明確な説明に努め、一人でも多く参加をしていただけるよう努めてまいります。

**○15番（福田清宏君）** 大変いい訓練だったのに、けちをつけるようで、そんなふうに受け取らないでくださいね。やはり、いかに訓練が大事かというのは、身をもって体験しているつもりでありますから、私の公民館も5年連続で避難訓練をやっているというようなこともあって、その大切さは十分わかっている中で発言しているというふうに御理解いただければありがたいというふうに思います。

それから、放送の中に「もとうら地区」と言わずに、「ほんうら地区」ということが繰り返されていたということでもありますから、これちょっと確認してくれませんか。後で行政無線を回したけど、日数が過ぎて聞くことができませんでしたけど。これは住民からの声です。「もとうら地区」という言い方が1回もなかったということでしたので、これは一つ確認をしてください。回答はいいですので。そういうことでお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、公民館で防災訓練をやっているところとやっていないところの流れが、三つの訓練をさせていただきましてよ、今回ね。その中で、やはり進んで実技を体験しようという流れの中にあ

らわれてきたような気がします。ですから、やはり全自治公民館に防災会が設置されるように、さらなる努力をお願いをしたいと思うんですがね。

それともう一つ、こうしてまちづくり協議会とともにやっていると、まちづくり協議会自体が防災会を立ち上げて、今後、地区の防災の訓練をとという形も生まれてくるんじゃないかと思うんです。現実、中央はそれ今年やったようでしたけどね。そうなってくると、自治公民館の防災会に活動補助金がありますね。ああいう形のものが、まちづくり協議会が行った場合も対応されるのかどうか。

その辺について、まずこの二つですね。防災会の立ち上げと、今のまち協の自主防災会について活動補助がどうなるかと。この二つについてお答えください。

**○まちづくり防災課長（下池裕美君）** 現在、市内におきます自主防災組織の数でございますが、28団体が組織をしていただいております。そして、現在、生福の福菌公民館で、前向きに結成に向けた取り組みが進められているところでございます。

ちなみに、先般、生福まちづくり協議会の中でもまち協の自主防災訓練が行われました。それとあわせて、中央地区でも取り組みが進められているところでございます。

今後、自主防災組織のあり方というものは本当に重要な面があると思っておりますので、積極的に組織の立ち上げを我々も協力して進めたいと考えております。

あわせて、まちづくり協議会での結成につきましても、同じように取り組みを進めてまいりたいと思っておりますが、補助制度につきましては、今、1地区での参加等もございますので、そういったものも含めまして今後検討してまいりたいと考えております。

**○15番（福田清宏君）** ぜひひとつ、そういうことで、前向きに訓練はやっていこうというところには、それなりの支援をお願いしたいと思います。

資機材についても、またそういう活動補助金の中で形が生まれるように、それもあわせて、また今後の課題ということで検討いただければありがたいと



思います。

それから、先ほど住民参加型ということであったんですけども、やはりそのとおり住民参加型でないといけないと思うんです。案内の中には「市では災害発生時の関係機関の連携と市民の防災意識の向上を図る」ということで、市長の説明もそのとおりですが、関係機関の連携の中にまち協もやっぱり入れなきゃいかんんじゃないかと思うんですよ。受け身ですよ、まち協は。計画されたのに、地区の住民を参加してもらうことの流れの中の、その一助しかない。だから、やっぱり共催という形でもいいでしょうから、そういう形で、まち協みずからもこの訓練の趣旨をわかっていただいて、訓練に参加してもらおうと。そのためには、まち協は何をすればいいのかと。その辺までやっぱり掘り下げていった形で連携した形をつくっていくことも、また今後の訓練を実施していくには必要ではないかと思うんですけれどもね。その辺についてはどうでしょうかね。

**○まちづくり防災課長（下池裕美君）** 今回、初めて住民参加型訓練ということで、住民の皆さんに直接体験をしていただくことによって、防災意識の向上といったような取り組みをさせていただきました。

今後、訓練を継続することで、災害時に我が身を守るということにつながりますので、御指摘のまちづくり協議会のかかわりといったものも含めまして、今後の訓練のあり方について研究してまいりたいと思います。

**○15番（福田清宏君）** 本当に、先ほど市長からの回答の中にもありましたように、参加者にとっては非常にいい体験だったという声が、あっちこっちから聞こえてきています。ぜひこういう形で、毎年、この総合防災訓練というのは、どこかでか必ず実施されるように期待をしたいと思います。

次に移ります。

次は、いちき串木野市地域防災計画の過去の主な災害及び想定される被害の総括表の記載について伺います。

この赤本ですね、赤い本のちょっと写しを持ってきましたけど、この中で、まず過去の主な災害について、いちき串木野市地域防災計画の14ページの第

5、災害記録の参照、この資料の1,785ページ、13の2というところに「過去の主な災害」の項の表の「被害の状況その他」の欄があります。この欄に、被害の状況に加えて、災害の状況の詳細を追記できないかということでお伺いをいたします。

**○まちづくり防災課長（下池裕美君）** 市地域防災計画への過去の主な災害及び想定される災害の総括表の記載についてでございます。

現在、地域防災計画に、過去の災害記録については、昭和26年のルース台風等の主な被害状況等を掲載させていただいているところでございます。過去の災害記録から多くの教訓を得られると感じておりますので、今後、関係機関からの聞き取りであったり、市で保有する各種の資料等を調査いたしまして、資料収集に努めさせていただきたいと思います。そして、掲載に向けて、現在の「過去の主な災害」の被害の状況欄に、そういった事項等も掲載に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

**○15番（福田清宏君）** ぜひそうしてください。今、この内容をみるに、串木野郷土史とか、今回新たに、昨年でしたが、発行されました「いちき串木野風土記」、こういうのに記載されているのを寄せ集めて、当時の状況を知りながら、前回の質問という形になりましたので、これは全てこの赤い本の地域防災計画を見れば、全てわかるよという形にやっぱりあることのほうが望ましいと思いますので、ぜひそういうような形の取り組みをお願いしたいと思います。

次にもう一つ、第5節の災害の想定される被害の総括表の記載についてお伺いいたします。

いちき串木野市地域防災計画の15ページ、第5節、災害の想定「想定される被害の総括表」（被害は全県の数値）の災害名や想定項目に、本市が受けた被害を掲載しないのはどうなんでしょうか。これはやっぱり掲載すべきだということでお尋ねをいたします。

**○まちづくり防災課長（下池裕美君）** 現在、地域防災計画の中に、想定される災害の掲載につきましては、まず、風水害では県内で過去に発生した最大規模と同程度、地震については県の地震等災害被害予測調査により、記載をさせていただいております。

先ほど、過去の市の災害の状況等も調査させていただき、いただいたような答弁をさせていただきました。そういった調査等から、御指摘の想定というものも、修正といったような形で掲載に向けて取り組みたいと考えております。

**○15番（福田清宏君）** と申しますのは、やはりこの総括表の中には、鹿児島豪雨、奄美豪雨、台風13号、これ枕崎ですね、こういうような形で川内とか名瀬とか枕崎の例が出てるんです。もちろん目的は想定災害と位置づけるといふことの位置づけで出てるんでしょうけれども、ピンと来んですね。それより、やはり26年のルース台風とか、46年の豪雨災害とかそういうものを、追記してでもいいですから、載せることで、身近に「あのときの災害はこげんじやったね」と。「ああいう規模になったときにはこういうことか」といふようなことが実感としてわかるんじゃないかと思うんですね。そういう意味で、こういうことの質問をいたしておりますので、ぜひひとつ、そういうふうなこともあわせて検討されるように期待をして、次の項に進ませていただきます。

三つ目は、行政嘱託員制度についてであります。

平成30年9月26日の議員全員協議会において報告がありました行政嘱託員制度の見直しについて、再度お伺いをいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 行政嘱託員制度につきましては、公民館から市役所業務の負担が大きいとの意見が多かったことや、個人情報の保護を理由に公民館が個人宛てに文書や税金の取り扱いができなくなるなど、社会情勢の変化を受け、平成11年度、野平、冠岳地区をモデル地区として導入後、平成14年度に市内全域、合併後、市来地域でも開始し、約20年が経過しております。平成27年度からは、まちづくり協議会への権限と財源移譲のため、個人情報を含まない広報紙等の配布について委託を開始し、今年度から全ての協議会が受託しております。

その結果、報酬は減額となり、嘱託員の応募が減少し、今年度は82名の定員のうち59名に委嘱し、嘱託員対応分と郵送分が混在することで関係課の事務の煩雑化を招いております。

このような状況にあることから、個人宛て文書を

全て郵送化することで、経費の節減や発送に要する関係課の事務改善が見込まれることから、今年度をもって制度を廃止したところであります。

**○15番（福田清宏君）** 旧串木野市の時代の導入のときからこの問題、最初からいろいろと質問をしたり、あるいはみずから、また、その趣旨にのっとって動いてみたり、いろんなことをやってきたことが思い出されるんですけど、単に関係課の事務の煩雑からやめましたなんていう話になってくるんで、結果このとおりだと思うんです。市長の回答のとおり。それしか考えられんですよ。

だから、これがちょっと違うと思うんですよ。というのは、次の質問と少し関連をしていくんですけど、やはり導入のときから各自治公民館の収入源を誘っていく制度だったんですよね。というのは、貯蓄納税組合も廃止させて、そして、もろもろの、これを廃止するということが徴収に対する収納の率に応じた報奨金もなくなってということで、もう今の公民館の庶務会計に当たる人たちへの手当は半分以下ですよ。それでもやっぱりせなならんということで、さっき言われた個人情報とか、何とかということ等も含めて進めてきたということには思っておりますけれども、結果、事務煩雑のために、あるいは行政嘱託員の応募が少ないからといって、単にその郵送では、目的の一つにある公民館の加入の促進とか、高齢者への思いやりとか、そんなことは封筒はしてくれませんか。だから、そこにどうしても私は今回のこの決定に疑問を生じざるを得ないんですよ。

だから、ここに至っては、この行政嘱託員がやっていた業務を、自治公民館の役員の中で受ける人がおれば、させればどうですか。していただければどうですか。そして、それを配る中で、お年寄りとの接触もあるし、あるいは未加入者への接触もあるわけで、そういうようなことから地域公民館内の連携をとっていくとかね。やっぱり大きな節目だと、今回思うんです。

だから、そういうのを全部切ってしまうと、事務が煩雑だからやめます、あるいは嘱託員の公募が報酬が低いために集まらんからやめます、こんな末路

で、行政嘱託員制度というのを終わらせたくないですよ。本当に。一生懸命いいほうになるであろうと思って、私も取り組んできたつもりです。だけど、これじゃあちょっともう、公民館の皆さんに申しわけがないと私は思うんですね。

やっぱり市長が常々言われるように、末端の公民館を大事にしていこうというお話からすると、やっぱり収入源を絶たれたということは大きな問題なんですよ、最初から。だからここはやっぱり……。片っぽ公民館の運営助成もありますよ、補助金もね。だけど、それにこれがかわっていったかといえば、そうはならんわけで、実際、行政嘱託員のほうにその報酬は流れていったわけですから。だから、この辺を考えるとどうしても納得がいかない。

だから、1通、郵送の金額でいいじゃないですか。切手代でいいじゃないですか。それでも公民館の館費のために大切だ、やらせてほしいというところがあれば、させていただければ。どうなんでしょうかね。

もう、二つ目の質問と絡んでいってますけどね。行政嘱託員の業務を自治公民館の庶務会計、または主事が希望する場合は受託できないかをお伺いいたしますというのが二つ目の質問なんですけれども、ここに絡んできます。

ですから、やっぱりそういうことを考えると、どうしても、ここで取りやめて郵送にしますよという決定は少し違うんじゃないかなと。それは、行政嘱託員制度の歴史がそんなもんじゃないだろうという思いからお尋ねをしておりますが、いかがでしょうかね。お答えください。

**○まちづくり防災課長（下池裕美君）** 行政嘱託員の業務を自治公民館役員へ委託ということについてでございます。

希望する自治公民館の役員へ委託することとなりますと、これまでと同様に、郵送分と委託分が混在するという状況になります。事務の統一化によりまず事務改善並びに経費の節減が図られない部分が出てくることとなります。

今後、一層厳しくなる財政状況にもあります。財源の確保に努める上でも、郵送が最善の手段である

と判断しているところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

また、公民館住民への声かけ等につきましては、地域の活性化、さらには防災対策など重要な取り組みと捉えております。現状でも、まちづくり協議会での活動として、取り組みを進めさせていただいております。

さらに、浸透するようまちづくり協議会の定例会など機会を捉えて、その取り組みの重要性を伝えてまいりたいと考えております。

**○15番（福田清宏君）** 郵送と何て言われましたかね。いずれにしても、その何なんですか。事務の煩雑と、募集したけど集まらんから、一挙に郵送に切りかえたいという答えなんですかね。今のお答えは。

声かけだって、あるいは未加入者の加入にしても、行政嘱託員に仕事に移ったんですよ、公民館から。取り上げたんですよ、行政嘱託員制度の中に、公民館の仕事を。そんなことをしておいて、今さら、今度は公民館にやってください、そんないい加減な話はなかでしょう。

そうであればあるように、今ある仕事を形として、前からそう言ってるじゃないですか。それなりの講習を受けさせて、プライバシーの問題とか何とかということは学んでいただければ、それでいいんじゃないかと再三言ってきましたがね。にもかかわらず、担当課の勝手なのか、誰の勝手かわからんけど、今のよう形にしたんじゃないですか。結果は郵送で終わり、そんなばかな制度ってありませんよ。だから、やっぱりここはもうちょっと考えて。公民館の収入を大幅に削減した制度なんですよ、これは。

そして今、その係に当たっている人たちは、それにかかわる経費がなくなったために、往年の半分以下の手当てで動いているんですよ。文句は言いませんよ。その分、仕事が無くなったと割り切れれば済むことだからね。だけど、やっぱり公民館を、この高齢化の社会になっていく中に、あるいは人口が減っていく中に、公民館のきずなをより深めていかならんときに、こんなことをやって何がいいんですか。単に職員が楽するばかりですか。お答えください。

**○副市長（中屋謙治君）** この行政嘱託員制度の導

入当時、私、担当をしておりましたので、当時の経緯を含めて、少し説明を、お話をさせていただければと思っております。

先ほど、納税貯蓄組合の報奨金の、補助金のお話がありました。平成11年が情報公開制度、そして、15年に個人情報保護法という、国のほうで情報公開、それと相反するといいましょうか、個人情報保護法という法律の制定がされております。この前段に、今のこの納税貯蓄組合の補助金に関する問題で、私どもが平成11年にモデルで導入いたしました、一番早くには平成9年、この貯蓄組合に対する補助金というのが違法ではないかということで、平成9年、それから10年、12年と、全国でこれが違法であるという法的な争いが出されました。結論として、納税貯蓄組合は必要経費だけで、それ以上の部分についてはアウトですよということで、この判決を機に、納税貯蓄組合というのは急速に廃止という、全国の動きにつながってきた。こういうことでございます。

こういう判決を受けながら、そして、先ほど申し上げました、一方では、行政情報というのは基本的に国民の財産ですよ、これは公開するのが当たり前ですよという、これは情報公開法。そして一方では、個々人のプライバシーに関する問題、すなわち知ってほしくない情報というのはしっかりと保護をしますという、これが平成15年でございます。

こういった国の流れを受けて、これまで税金の取りまとめ、それから国民年金、水道料、交通災害共済、こういったものの文書配布、それから取りまとめを全て自治公民館のほうにお願いをしておりました。こういった国の、社会の動きの中で、市民の中からは、納税通知書が自治公民館に行くということについて、違うのではないかと。直接、私は郵送で送ってほしいという、こういう申し出が多々、たくさん増えてまいりました。今と同じようなことで、一方では郵送、一方は自治公民館経由ということで、どうしたものかということで、この嘱託員制度が始まったと記憶をいたしております。

また、受ける自治公民館側としても、市役所からの委託業務がかなり多いという、このことでもって役員のなり手がいない、あるいは自治公民館は市役

所の下請け機関じゃないよという、こういった表現まで含めて、本来の自治活動ができないということが言われまして、この制度が導入されたと記憶をいたしております。

こういうことで、制度、モデルからおよそ20年、一昔、二昔前でございますが、現在のこの流れの中で、先ほど市長からも答弁いたしましたような社会状況の変化ということを受けて、今回、嘱託員制度を郵送に切りかえて、そして、一方では、皆さん方の協力をいただきながら、広報紙の配布についてはまち協、自治公民館という組織を通じて、額としてはそう多くはありませんけれども、やはり配布手数料ということでそれぞれの組織の活動資金に充ててもらえればと、こういうことで現在に至っているかと思っております。

ちょっと話がくどくなりましたが、こういう経緯を経て現在に至っておりますので、どうか御理解いただければと思うところでございます。

**○15番（福田清宏君）** 経緯はそういうようなことで、まずは個人情報保護の流れから事が起こったって重々承知しております。そういう中でも、それじゃあどうするかということで一生懸命、私も取り組んだ一人ですよ。だけど、やはり自治公民館の庶務会計とか、主事さんの手当の削減が余儀なくされた活動になったんですね。やっぱりそれは、公民館員にとっては残念な話なんですよ。いろんなかわりがそれだけ薄れるわけですからね。そういう意味でいくと、公民館の収入を切ってしまったという行為だけが残る結果で、この制度が終わっていくということは、非常に私は残念でならないんですよ。

そして、また、行政嘱託員制度を廃止して、全てを郵送すると。こんなことはとても賛成できる話じゃなくて、やはり公民館の活動に帰する状況がある中で、この事柄は進めてほしいと、こういうふうに思うことです。

これから先は恐らく水かけ論でしょうから、この全てを郵送するというのを御一考されるということをご期待申し上げて、次に進ませていただきます。

四つ目は、中央交流センターについてであります。既存の公共施設の活用について、「以上の点を整

理の上、施設の関係者とも協議を行いまして、今後の利活用につきまして年内を目途に検討してまいります」とのことでありましたが、その結果についてお伺いをいたします。

**○まちづくり防災課長（下池裕美君）** 中央交流センターについてであります。

中央交流センターとドリームセンターの利用者は、主に中央地区住民で、かつ商店街関係者であります。地区住民と商店街関係者のよりよい交流が図られること、つまり、地区が活性化することが商店街の活性化にもつながるとの観点から、主なる利用目的を中央交流センターと位置づけ、総合的なまちづくりに取り組む方針としたところでございます。

その中で、今後の施設管理をまちづくり協議会へ移行し、引き続き三者が共存する検討も行いましたが、周辺の商店街活性化施設のより有効的な活用を図ることも必要であることから、現在の指定管理者の移転を視野に、関係機関へ説明し、協議の依頼を行っているところでございます。

現在のところ、ドリームセンターの指定管理者及び想定移転先の管理者において、財務の試算や施設内の備品整理など前向きに検討、協議され、理解が進んできていると感じているところでございます。今後詳細な協議を進めてまいります。

**○15番（福田清宏君）** 各種団体との打ち合わせは、まだうまく進んでないというふうに理解しますね。内輪の検討はそういうことで進んでるなという、担当課の努力は評価しますけれども、現実として、いつになったらこれは形になるんですか。もうそんなにほっておくような状況のものではないと、私は思うんですね。

市長が常々おっしゃられるように、私もさつき繰り返しましたが、自治公民館の大切さとまちづくり協議会との共生協働のまちづくりを推進していかならんと常々言われております。その拠点づくりの一つなんですね。これ、問題があるということはもう十分御承知の上の話であって、そういう中であっても、不自由である中にもそれぞれの協議会の活動が続いているんですね。やっぱりそういう中ですから、どうしていつまでもこんなふうな形がとられて

いるのか、非常に理解に苦しみます。

おまけに、このいちき串木野市監査報告第3号、30年11月1日付ですけれども、この三つ目の項目に、共生協働のまちづくりの取り組み状況（2）今後の取り組み、②交流センターの整備と利用促進という項がありますが、ここに「野平交流センターが平成29年9月に完成し、これによって全16地区に交流センターが整備されることになった。同時に、昭和50年代に整備された交流センターの改修も必要となってきている。今後は各地区での交流センターの活用や運営のあり方についても協議をする必要がある」、こんなふうに出てるんですよ。このことは、すなわち、野平交流センターの完成により、全16地区に交流センターが整備されたということを言い切っているんですね。

ところが、今こういうことで質問してるんですよ。中央交流センターのことについて。誰がこんな説明を監査にしたんですか。また、監査はどういう思いでこういう報告を出したのか。それはまた場が違いますから。ですけれども、監査対象の課の説明がこういうことであつたらうというふうに理解せざるを得んですね。まことに憤慨しますね。今、一生懸命、25年に本浦の交流センターが形になった後、ずっと言っている話じゃないですか、これ。野平交流センターと中央交流センターのことを。どういう感覚なのか、もうちょっとわからんですね。

やっぱり、こういう中で言いたいことはいっぱいありますけどね。市長、一声かけてくださいよ。前に進めつちゅうて。進みますよ、そしたら。一番大事に思っらっしゃるじゃないですか。いつも答弁の中でも。拠点づくり、共生協働、それから一番裾野にある、言葉が悪いですが、自治公民館の活動、それを束ねるまち協、市の片腕、基本条例にありますかね。どうして進まんのですかね。市長が一言「何をしようとか。進めんか」と言えば、あしたにでも語れるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほどからいろいろ力説しておいでのように、今までもそうですけれども、これから先はなおさら、共生協働のまちづくり、住民

の皆さん方がみずから立ち上がって、お互い連携して力を合わせていくという姿が、お述べになっているとおりであります。

それには、おっしゃるとおり拠点が大事であります。そういった意味で、それぞれの交流センターを整備したりしてきておるんですが、今のこの中央のまち協につきましても、中央交流センターの位置づけについては、これまでいろんな方々が努力を重ねてきておられます。幸いと言えいいでしょうか、現在、このドリームセンターの指定管理者及び想定移転先の管理者において、財務の試算や施設内の備品整備などをどうしたらいいかと、前向きに検討をするという段階までまいりましたので、少しこれはずみとして、これまでの努力を糧として、ここまでまいりましたので、できるだけ早く、ここまで来ておりますので、理解が得られるように細部について協議を進めてまいります。

**○15番（福田清宏君）** 本当にもう市長、あしたにでも形にしてくださいよ。もうこれはどげんしてん、せなならんことなんだから。ほっちょっていい話じゃないんでね。やっぱり形にして、そして、拠点に活動してもらうことが、市にとっていいことだと私は思いますし、地区の住民にとってもいいことだと思えますから、ぜひそのような形になってほしいと思いますね。

昨日の江口議員の質問にありました避難所の話です。2階に避難所のあるところの二つのうちの一つがドリームセンターでしょう。あの階段を要援護者とか、要介護者の皆さんに上がれと言ったって、それは大変な話ですよ。早くこれが解決すれば、1階に避難所も移せることができるんですから、やっぱり早急に手を打たないかんのじゃないかと思えますね。そういうことで、もう御一考の時期じゃなくて、即、執行してください。

それからもう一つ。そういうことを言って協議して、その検討が形になっていくと、おのずと移動があるんですね。幾らかのね。やっぱりそこには若干の経費も伴うと思えますから、その辺もちょっとお諮りになって、そして、もういいですがね。31年度から稼働するぐらいの勢いでやってくださいよ。も

う来月になったら形になって、移動を始めたり何なりしたりして、4月1日からはきちんとした形で動くよというような形の姿を見せてほしいと思うんですが、再度、お答えをお願いいたします。

**○市長（田畑誠一君）** 先ほど申し上げましたとおり、今までももちろんですが、これからのまちづくりの基本は共生協働のまちづくりです。それにはおっしゃるとおり、拠点が大事です。そういったことで、中央交流センターにつきましても、今のよう状況で御辛抱いただいている形で来ましたが、これまでの皆さんの努力が相まって、幸い、ドリームセンターの指定管理者及び想定移転先の管理者とも財務の試算とか施設内の備品の整備をどうしたらいいかと、そこまで話がきましたので、遅きに失しておりますが、スピード感を持って、中央交流センターのあり方を進めてまいります。

**○15番（福田清宏君）** 待ってます。お待ちしてますんで、どうかひとつ、早急な対応を望みまして、この項を終わりたいと思います。

次に五つ目ですが、消防行政についてお伺いをいたします。

まずは消防庁舎について伺いますが、今年度になって新しい消防庁舎について、にわかには各議員の一般質問に取り上げている状況がありますが、どのような背景があって、こういう形になっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 消防庁舎についてであります。

御存じのとおり、現在の消防庁舎は、昭和59年3月に市役所の地下の事務所から新築移転した建物であります。既に34年を経過しております。いちき分遣所につきましても、旧日置地区消防組合が昭和57年9月に建設したもので、これも既に36年が経過し、いずれも老朽化は否めない状況にあります。

本消防庁舎にあつては、これまでも車庫や待機室、仮眠室などの手狭による増改築の検討は実施しており、平成23年度に仮眠室全てにカーテンを設置し、プライベートゾーンを確保するための改修をした経緯があります。

広域化につきましても全国的にも遅々として進ん

でない状況であり、広域化の期限も今年4月までであったものが平成36年4月までとさらに6年延長されるなど、本市も含め県内いずれも方向性が定まっていないところでもあります。

しかしながら、いずれにせよ、今後、女性が活躍できる社会を見据えますと、女性消防吏員の採用も現実となってまいります。これらを踏まえますと、一部の増改築のみならず、女性専用の宿泊施設や訓練場なども確保しなければならないことから、現庁舎の増改築を考慮しましても、現庁舎では敷地的にも対応が困難であり、新消防庁舎建設も選択肢の一つとして検討していかなければならないと考えているところでもあります。

**○15番（福田清宏君）** 私はそうは思わないという観点で少し質問いたしますが、確かに59年に新築移転しました。訓練の場所をどこにするかとか、当時いろいろありまして、現状のところという、今のよき姿ができ上がっていったんですが、手を入れなきゃ老朽化しますよね。本庁は昭和47年ですよ。本庁の建設は、途中で手を入れましたよ。だけど、59年の建設だから、当然、耐震工事は要らないんですよ。手を入れたら大丈夫だと私は思うんですよ。ただ、女性吏員の話については、また別個考えないかんですね。

と申しますのは、さっき6年延長された広域消防というお話がありました。ですが、現実はこれ生きてんですよね。やっぱり財政が厳しくなっていけばいくほど、消防庁の流れからの現状でもって事を運ばなならんことが出てくると思うんですよ。私は広域消防そのものには賛成じゃないんですけどね。だけど、現場主義を考えれば賛成じゃないんですが、だけど財政上のことを考えれば、将来はやっぱりそういうふうにならざるを得ないのかなと。そんな思いをしております。

ですが、この6年延長されたということで、生きているわけでしょう、広域消防が。この推移を見定めた上で、新しい消防庁舎の話はやっぱりすべきじゃないのかなと。そうしないと、広域消防が形になったとしたときに、じゃあそこが拠点になるのかという話は、また別じゃないかと思うんですよ。広域

消防が考える消防庁舎の位置はまた違うんじゃないかと、そんな思いがいたしますんでね。早々に、財政が厳しい厳しいと言われる中に、それが正しいのかなと。

思いはわかります。思いはわかります。私も消防団を長いことさせていただきましたからね。42年させていただきましたよ。だけど、ちょっと違うんじゃないかと。単に老朽化したから、女性吏員の話があるから、即新築にという話は少し違うかな。広域消防の話がなければ、ですけどね。広域消防はもうなくなりましたというんだったら、そのとおりだねという思いがします。そんな思いがして、このことについて、質問してみようということにしました。

お答えは、同じようなお答えになると思いますから、このことはこれでおきまして、次に、消防職員の配置と勤務体制についてお伺いをいたします。

平成26年6月の私の一般質問で、消防署と分遣所の勤務体制についてという中で、平成25年10月配布された監査報告の写しには、短・中・長期の各種研修や長期病休等により、最低人員の中で過酷な勤務状態を強いられているという報告をもとに、その改善の余地は見つかりませんかとお伺いしました。そのときに市長は、この問題は全体的にあり方を検討すべきだなというふうに今、考えているところであると回答されております。

それから4年余りが経過しているんですが、このことについては、どのような検討をされたかですね。現状変わってないような、近年3カ年間の監査報告を見ましても、全然変わってないというふうに思うもんですから、あえてここで取り上げたようなことです。お伺いいたします。

**○消防長（前屋満治君）** これまでもいろいろ現体制でやりくりをしておりますが、最低人員を確保するために、本部員にあつては係長に二つの係を兼務させ、分遣所にあつてはこれまで分遣所長は日勤としておりましたが、隔日勤務をさせるなどの対策をとってきております。また、署員には災害対応に万全を期するため、これまで以上に訓練期間を設け、その間の事務については本部員でカバーするなどして、本部業務、署業務の円滑化を図っているところ

であります。

しかしながら、今申されたように、現在の人員に長期研修や病気休暇者等がありますと、最低確保人員である本署9人、分遣所3人を確保することができずに、日勤者である各課長や係長を当直勤務させて最低人員を確保するなど、現在も厳しい状況であります。

**○15番（福田清宏君）** 厳しい状況は変わってないようなんですがね。だから、さっき質問で言いましたように、先の質問から4カ年余りが経過していますが、どのような検討がなされましたかということについてのお答えがありません。ないはずだと思いますね。検討していないんでしょう、恐らく。一番難儀なところのことを検討せずにほっておいたというのが現状の姿じゃないでしょうかね。

ここに28、29、30年の監査報告がありますが、30年度は一人増えているという状況が書いてありますが、変わらんですね、体制は。こういう中では、やっぱり市長が言われるように、消防署署員の士気は欠けていきますよ。落ちますよ、士気は。士気は上がりませんよ。あわせて、今、各種研修や病欠でという話もありましたけど、今年の監査報告の中には、司令補1名は平成30年度から3カ年、県の消防学校に派遣していると。さらに、司令補1名は市総務課付消防本部に勤務している。こんな状況があるんですよね。こういう中では、まずは消防職員の配置状況、勤務体制をやっぱり考えるのが先じゃないかと思うんですがね。今まで検討してこられなかったというのが不思議でならないんですけれども、答えがないんでしょうね、恐らくね。あったらまた、まとめて後でください。

次に、厳しい勤務体制にある状況を改善するに、職員を本署に集約しなきゃいかんですよね、まず。そうしないと勤務体制の見直しができないですよ。そのためにはいちき分遣所を廃止して、これは私の思いですよ、いちき分遣所を廃止して、救急隊が駐在できる場所をいちき庁舎の敷地内に設置して、勤務体制を見直していくと。そして、勤務体制を見直した後は、消防署での朝礼の後、いちき庁舎の駐在所に出勤をして、翌朝帰省し、朝礼で交代すると。

救急隊ですね。こういうシフトをとればどうなんだろうと。

あわせて言えば、近年、この消防分団の消防車両の更新とか資機材の整備とかというのは本当に充実しました。そしてまた、消防団の規律訓練等も含めて、その活動ぶりは本当に充実したものになっていると思います。したがって、消防隊の配置は要らないのではないかと思います。だけど、救急隊の配置はやっぱりしなければいかにのじゃないかというふうに思うところでありまして、このような取り組みをして、この厳しい勤務体制を見直していくことができないのかどうかですね。もう4年もほっちらけちゃって何もしませんじゃ、かわいそうですよ、消防の職員も。そんなことを思うんですが、いかがでしょうかね。

**○市長（田畑誠一君）** 私たち、この市民の願い、またこの行政、議会の皆さんも一緒ですが、使命というのは、いかに安全安心に暮らせるまちをつくるかということが一番の原点であります。その最先端で、使命感を負って頑張らなきゃならないのは消防であります。消防職員であります。いかに、加えて今日、昨日からもお話しになってますが、今日、今年の7月の集中豪雨から大きな災害が全国で四つも起こりました。なかんずく7月の集中豪雨によっては228名もの方が亡くなられたという、こういう災害が、どんどん頻発している状況であります。事ほどさように消防の使命、体制の充実、迅速、的確かつ正確に市民の救済に当たることが非常に大事であります。

そういった意味で、片方では、お述べになっておりますように、財政的なやっぱり問題、少数精鋭で頑張らなきゃならないという使命もまた、私たちは受けております。そういった中で今、現消防職員48名の体制の中で、精いっぱい工夫をしておるわけですが、さっき申し上げましたとおり、消防長以下、総務、予防、警防の3課長と3係長の7名であり、そういった中で二つに分けて、今の体制をしておりますが、今後さらにこういった中でもっと効率的な体制ができないか、今、お述べになっておられるような観点も含めまして、精査をしていき



いというふうに考えております。

その分遣所のことにつきましては、消防長に答弁をいたさせます。

**○消防長（前屋満治君）** 分遣所を廃止して、救急車だけいちき庁舎に移転したらどうかということですが、それもいろいろ検討してみました。消防車を置かずに、救急車だけということでは、確かに現在、分遣所には消防車と救急車を1台ずつ配置してあります。

この消防車を廃止し、救急車だけの配置にしましても、これに要する人員はこれまでと全く変わることはありません。分遣所での災害出動は、分遣所に勤務している3人が、救急要請があれば救急車で出動します。火災があれば消防車で出動をします。そういった、災害に応じて乗りかえて出動しているため、消防車を廃止したからといって人員が削減されるものではありません。

そしてまた、救急車をいちき庁舎に在駐させるにも、ある程度の通信指令設備の整備、待機室への改修工事等が必要となります。

また、現在、消防車と救急車との乗りかえ運用で災害に備えているところであり、救急車のみ運用となりますと、火災への対応ができないことから、有効的な人員配置とはならないのではないかと考えております。

本署と分遣所の人員配置につきましては、今後もしもいろいろな角度から精査してまいりたいと思うところであります。

**○議長（平石耕二君）** 質問議員に申し上げます。質問時間がもう少ししか残っておりませんので、御注意ください。

**○15番（福田清宏君）** わかってます。

たくさん時間が要するような今、消防長の答弁でありまして、改めてまたやりますよ。その人員削減をせいなんて、私、一言も言っていないよ。勤務体制を良くして、二交替制にすれば、十分回っていくだろうということを視点に言ってるのに、何ですか。そういう捉え方は。当然、いちき庁舎に駐在所をつくれれば経費が要りますよ。いくら要るか出してごらん下さい。有効的な人員の配置なんていうのは、消防

で提案してごらん。この次、質問しますよ、また。

本当に体制が厳しいという報告の中で、いけんかせないかんだがという思いから話をしているつもりですが、やらない方向が難儀じゃないということであるならば、これ以上の質問はもう必要ないですよ。

だけど、26年6月の質問のときに、職員数や勤務体制及び消防車両の更新等を踏まえ、いちき分遣所の存廃を問うという質問への市長の答弁は、消防体制の充実強化や合理化を図る時期にあり、いちき分遣所と本署との統合を視野に入れた検討を進めているところでありましてという答弁なんです。やっぱり答弁にうそを言うちゃいかんですね。うそという言葉は悪いです。取り消します。そぐわないことをしちゃいけません。やっぱり検討してもらいな。

そして、第一線で活動する消防士の勤務体制を見直して、不安を取り除いて、市民の生命財産を守って、市民の負託に答えていく。そういう消防署の現場体制をつくっていただきたい。こういうことを願う質問でありますので、どうかひとつ、そういうようなことを期待しながら、本日の全ての質問を終わります。

**○市長（田畑誠一君）** 市民の皆さんの安全安心を守ること、スピード感を持って、しかも的確に勤めるというのが、これは消防の使命であります。そういった意味で、消防職員、消防長以下、市民の皆さんの負託に応えるように懸命の努力をしております。

ただ、さらに有効な組織の、市民に対応しての有効な組織のあり方等については、今後またさらに検討してまいりたいと思っております。

ただ、少ない人員で、これは当然と言えば当然でしようか、消防精神にのっとなって、使命感に燃えて一生懸命、市民の負託に応えようとしている姿はどうか、御理解いただいていると思っております、その辺よろしく願いをいたします。

**○15番（福田清宏君）** 消防職員の姿を消防団員として42年間見てきたから、こういう質問しているわけです。以上で終わります。ありがとうございました。

**○議長（平石耕二君）** 次に、吉留良三議員の発言を許します。

[1番吉留良三君登壇]

**○1番（吉留良三君）** 今日は通告しました2点ほどについて質問をさせていただきます。

まず、1番目は、合併15年経過後の市政のあり方についてであります。

2014年に市町村の半数が消滅するという、ある意味、衝撃的な報告が出されました。そして、地方創生が叫ばれるようになって、各自治体ともその対策が求められたと思います。昨日も議論されました、まち・ひと・しごと総合戦略の問題だと思えます。

いわゆる私たち、地方に暮らす者として、目の前に突きつけられる耕作放棄地や増える空き家、赤字バスや鉄道路線の減便、廃止などの現実があります。これをどうするのか、具体的処方箋が求められているというふうに思えます。

また、一方では、本市も合併後13年目に入ります。地方交付税についても、合併算定替期間10年を過ぎて、5年の激変緩和措置期間も3年目、あと2年あります。

先の決算特別委員会の中でも、地方交付税の減額、例えば、合併算定替縮減は、2億7,000万円ほどが5年経過の2021年度にはゼロになるということ。合併特例事業債も、3割負担はあるものの、あと2年残して86%弱を活用し、残りが12億円弱というふうに言われました。さらに、市税減少など、2021年、平成33年から厳しさを増すので、徐々になたを振るわなければならない。何でも切るとはならないので、活性化に資する施策はやらなければならないというふうに答弁をされております。

このように新たな段階を迎える2021年、平成33年度以降の市政の基本的なあり方について、伺いたいと思います。活性化に資する施策とはどのようなものなのでしょうか。

以上、壇上からの発言を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 吉留良三議員の御質問にお答えをいたします。

市の活性化に資する施策についてであります。

私たちは、今、吉留良三議員が縷々お述べになりましたとおり、縮減する時代にあって、多くの問題

に直面をしております。人口減少に伴う税収減や国からの交付税措置の減に合わせ、合併特例債の期限が2020年までとなり、財政はさらに厳しい状況におかれることになると予測しております。また、更新時期を迎えている公共施設や道路といったインフラ、公共交通の維持や空き家の増加、深刻な人手不足は産業界の事業継続に影響を与え、農林水産業は後継者不足に直面し、少子化、高齢化、核家族化が進み、老老介護といった問題やコミュニティの希薄化といった問題もあります。

こうしたさまざまな問題に適切に対応し、市民が安心して、快適に住み続けられる町であり続けるには、限られた財源の中、今後さらに進む人口減少や高齢化、また、技術革新がもたらす社会変革に対応できる施策を、事業の選択と集中を図りながら、優先順位の高いものからスピード感を持って実施していく必要があると考えているところであります。

**○1番（吉留良三君）** 今、言われたようなことだというふうに思うんですが、また一方、最近、田園回帰とかということが言われております。過疎発祥の地といわれた島根県では2010年以降、山間部や離島といった田舎の田舎で30代夫婦やその赤ちゃんが増えている地域が目立っているそうです。調査した全県218地域のうち、何と73の地区、3分の1を超える地区で4歳以下の子どもが増えているそうです。しかも、田舎の都会ということではなくて、田舎の田舎というか、そういうところが中心だそうであります。

今後、持続可能な地域と人口を目指す上で、私たちと似たような地域で実際に若い世代が移住を始めている事実は、希望じゃないかと思うんです。この事実の検証、研究して、人口安定に向けた何か処方箋ができればと思うところであります。

島根県中山間地域研究センターというのが、これまでさまざまな研究、実践を通して報告をしております。それらをもとに二、三、伺いたいと思います。

まず、地方経済の衰退の原因は何かということで、地域内から地域外への所得流出が原因であるというふうに分析をされております。補助金や給料、年金

などが域外から入ってくるけれども、域外から供給され、購入された利益は、域外へ流出する。地域内でお金が循環する仕組みが壊れているということ。地元で生産しなくなった、買わなくなった。地域内での循環率が経済効果に大きく影響しているということだそうです。

そこで、これを解決するためにやっぱり、この間、同僚議員も何回か提案をされていますけれども、地域循環型経済といいますか、地域内になるべくお金をとどめて、何度も何度も循環をさせる。そういう仕組みをどうつくっていったって、活性化させるかということだと思えます。これまで、巨額の公共投資をしてもなかなかとまらなかったという事実もあるんじゃないでしょうか。地域内でどれだけとどめて、金を回すか、循環させるかというのも大きな課題だというふうに思えます。

そこで、地域の所得を増やす、取り戻すために、域内生産、域内調達に切り替えていったって、地域内でお金が何度も循環する仕組みを取り戻すことで、所得増は実現できるのではないかというふうに思えます。

経済は一度きりの取引で終わらずに、事業体や部門を超えて連鎖していく。同じ金額を投資しても、地域内の循環率が異なれば、経済効果も大きく違うということでLM3という、これはイギリスのシンクタンクが開発した域内経済循環の測定方法だそうですけれども、LM3という測定でやると、例えば、同じ100万円を投資しても、域内循環率が80%と60%では最終需要合計が500万円と250万円という、同じ100万円が500万円の需要を生むのか、250万円の需要にとどまるかというのがあるそうであります。そういうLM3という測定法も開発されて、今、割と簡易に測定されているというふうに言われています。これまでの産業連関表ではかなり手間と費用がかかったけれども、それで測定することができるということでもあります。

そこで、一つは食料の取り戻しじゃないかということが言われています。家計調査から、食料や燃料といった、昔、私たちも中山間地域では自給自足をしたと思うんですが、その外部依存度がかなり高

くなっている。食料は、重要な所得取り戻し策とした取り組みが進んでいるということでもあります。

具体的に言いますと、福井県の池田町では食料品の7割以上を域外から購入、地元産が1割未満だったが、野菜とパンは地元調達にしようという実践が始まっている。また、飲食店や観光施設、福祉施設の地元産仕入率を問題にして、地元産と域内仕入率を高めようとしている。

長野県の富士見市では、スーパーとコンビニにおいては、ほとんど、特にコンビニなどは域内、地元産仕入率はないと思うんですけれども、一方、産直市は地産地消で頑張っております。そこで、スーパーなどの仕入れのチャンネルがなく、大きくお金が域外に流出しているのを改善しようとの試みが始まっているということでもあります。

また、島根県の松江市では、地元スーパーは地元農家や事業所の会員制度を立ち上げて、2011年に、あるスーパーですけれども、237人の会員が、15年には608人に増やして、地元産を食品部門総売上123億円の15.8%までになったという報告もされております。

このように域内調達、域内生産で循環型経済の構築は極めて大きな域内所得の取り戻し策、これまで外に出ていたものを地域に、地元に取り戻す活性化策として大変重要じゃないかと思うんですけれども、これについて御見解を伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 縮小されていくこの社会の中で、地域循環型経済の推進というのは非常に大事だということを、他市町村の例を挙げて、縷々お述べになられました。全く同感であります。

そこで、この域内生産と域内調達は、消費で所得が外部に流出するのを防ぎ、その所得が新たに付加価値を生み出し、また所得として分配されるサイクルの中で、地域に経済効果をもたらしています。これは60%、80%の例等でお述べになられましたとおりであります。域内調達という点では、これまで、一例で申し上げますと、商工会議所や商工会と協力し、プレミアムつき商品券の販売などを組みこんできたところではありますが、域内生産との循環も重要な視点であるかと思っております。

一方、地域経済の発展には、地域外からの消費を呼び込み、その所得を地域内で循環させることも、これもお述べになりましたが、大事だと思います。そのため、市では議会の皆さんと一緒に、ふるさと納税のお願いに努力をしております。おかげさまで今年は何と寄附額が既に10億円を達する状況にあります。

また、市内事業者の海外販路開拓などにより、地域外の消費を取り組む施策も展開をしております。

食料品の地域内調達につきましても、地域内生産、地域内調達にも取り組みつつ、地域外の消費を取り込む施策を実施しながら、地域経済の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

**○1番（吉留良三君）** 今、市長が述べられましたが、そういう観点で再度お聞きしますが、そういう観点から、例えば、それをより徹底する意味で、今度、給食センターが新設をされますが、大量に、例えば、食料品を扱う給食センター等は、そういう意味での地元仕入れといいますか、の仕組みとか、そういう現状はどうなのか。

それから、旧国民宿舎、今二つがありますが、そういうところとか旅館など、大量に食料を扱うようなところの地元調達の状況とかがもしあれば、お答えください。

**○給食センター所長（荒田和信君）** 学校給食における地元食材の使用につきましては、米が1年間を通じまして、地元産米でありますヒノヒカリを使用しております。また、季節の食材や地元特産品といったしましてはじゃがいも、味平かぼちゃ、ぼんかん、サワーポメロ、ちりめんなどを使用しており、10月には、まぐろの日に合わせましてまぐろを使った給食や、1月には、全て地元産食材を使用した「丸ごといちき串木野の日」を実施するなどの取り組みを行っております。

今後可能な限り、地元産食材を使用していきたいと考えております。

**○観光交流課長（後潟正実君）** 旧国民宿舎や旅館などの地元調達状況などの把握についてであります。

市内には現在、宿泊施設が10施設ございます。地

元産調達については把握しておりませんが、それぞれの経営者の方々が郷土愛を持って、工夫され、取り組まれていると思っております。

**○1番（吉留良三君）** 今、旅館等の話がありましたけれども、やっぱりそれらを、各先進地でやられているように、なるべくそういう活動として、行政も要請をしながら、地元を使うような仕組みをつくる。例えば、まとまりをつくったりとか、さまざまな努力をしながら、なるべく地元を活用しながら活性化させていくというのは非常に大事じゃないかというふうに思います。

それと前々回でしたか、申し上げましたが、例えば、総合運動公園なんかのところでの、これも地元でも言われたんですが、農産物等を交流人口を本当に生かしていくためにも、地元産の農産物等を売る場所をつくりながらやっていくというのもぜひ、そういう観点からも大事にしてつくってほしいというふうに思います。

それから、これまで住宅リフォーム事業というのがありまして、この間の報告では、4年間で1億3,000万円ほどの補助をしたよと。そして、経済効果としては12億8,000万円という報告がありました。例えば、これなんかも、地元の大工や左官や塗装屋、電気屋など、さまざまな地元の企業を使うことで1.3億円の補助をしたよと。それによって12億8,000万円の経済効果があったよということなんですけれども、その12億8,000万円もやっぱりなるべく地元のところで調達することでのさらなる効果といいますか、そういうことが大事じゃないかなというふうに思うんですね。

多分、この数字はそこまで表した数字ではなくて、工事の規模として合わせていったら12億8,000万円ということだと思うんですけど、それらを含め、今後なるべくそういう地元を使う、地元の循環をさせるという観点から、ぜひ進めてほしいというふうに思います。

それから、次です。もう一つは、エネルギーの取り戻しじゃないかというふうに思います。

昔、私たち中山間地は薪中心のエネルギーでありました。焚き物をとってやっていたわけですけど、

いろいろな社会の流れの中で、さまざまな理由で、灯油やガスなどにかわってまいりました。そして、家計調査でも今、調査すると、相当な額をエネルギー部門が占めている。周りには今いっぱい薪は存在し、朽ち果てているんだけど、そういう状況であります。

エネルギーの地産地消の観点から、福井県の池田町では、家庭用灯油を薪にかえた場合をシミュレーションしたら、所得取り戻しとCO<sub>2</sub>効果削減が大きいことが明らかになったということでもあります。

さらに、島根県の邑南町、ここは全国一の子育ての町を目指していくということで、総務文教委員会では視察に行かれる予定が行かれなかったのですが、ここでは9年から14年の調査では、高い割合で30代、40代の女性が流入しているという町だそうですけれども、ここでは、中国山地の山合いの町ですので、豊富な林業資源の未活用を反省して、木質バイオマスエネルギー利用で灯油購入額を抑え、いわゆるLM3、さっきの統計調査の手法ですけれども、数字では灯油で1.87、地域内循環率があったものが、薪にかえることで2.63になるシミュレーションをしながら、エネルギー面での域内の所得創出にチャレンジをしているということがあります。

さらに、岡山県の真庭市では、御存じのとおり、バイオマス発電所があります。製材工場の木くずを使用したり、残りを木質ペレットで販売したりとかいうことがやられています。

実は、先日、ある市内の木材の伐採現場に伺いました。そしたら、製材所が切ってたんですけど、下の、当然、大きい部分は建築用とか、さまざま使えますが、上の部分のいわゆる枝葉の部分とかはそこに捨てられておりました。かなりの部分が捨てられておまして、こういう貴重な、ある意味では資源が捨てられていってるんだなというふうに思ったところです。そういうのをうまく活用して、真庭市では、バイオマス発電所をつくって、地域の活性化に生かしていると。ペレットボイラーやペレットストーブなどを活用しているということが報告されています。

さらに、21世紀型の新経済アイテムとして、エコ

ストーブというのが言われています。山に無尽蔵にある燃料を、暖房や煮炊きに活用する。そういうことでやっていけば、実は、御存じのとおり、定期的に伐採をすると木々は新たな芽を吹いて、ものすごい勢いでCO<sub>2</sub>を吸収して、酸素を出していく。古いままではなかなかそれが、とまるまではいかないでしょうけれども、停滞してしまう状況があるそうです。そういう意味でいいますと、この地球温暖化を含めた環境対策としても、非常に有効な課題ではないかというふうに思います。

そこで、まずは、木炭とかエコストーブなどの活用に加えて、木質ペレットの活用などを推進することで、エネルギーの取り戻しと定期的な山の手入れでCO<sub>2</sub>削減など、環境対策に資することになるのではないかというふうに思います。

ぜひ、これらについて研究をしていただきたいですし、冠岳の工業団地で新たな薪の準備のための施設がオープンしましたし、工業団地で発電も始まろうとしています。そういう観点から、ぜひこれについて、見解をお伺いします。

**○政策課長（北山 修君）** 木炭やエコストーブ、こういったものを活用し、さらに木質ペレットの活用を推進することで、エネルギーの取り戻し、あるいは環境対策にということでございます。

議員が事例を挙げてお述べになられました、例えば、島根県の邑南町でありますとか、岡山県の真庭市ですが、中国山地に近い内陸部にあつて、また、豪雪地帯に指定されているような寒冷地であるということのようでございます。また、そういったところでございますので、家庭用のストーブやボイラーを長期的に使用するような地域であるということを知っております。そういうことから、この地域は農林業が基幹産業となっていると。先ほども議員のほうからありました、中国山地に近いということから農林業が基幹産業になっており、また、森林組合等が中心になりまして、木質チップの生産施設、あるいは製材施設がたくさんあつて、木質バイオマスの原料も豊富にあるような地域であると聞いております。

このようなことから、この地域では、地域新エネ

ルギービジョン等の中で、地域の気候や特性を生かした再生可能エネルギーの活用策の一つとして、森林資源を活用し、木質バイオマスによる再生可能エネルギーの活用に取り組んでおられるようでありませぬ。

一方、本市は、年間を通じて温暖な地域にあります。家庭におけるストーブやボイラーの使用期間が比較的短く、また、木質チップなど生産する施設はありませんが、反面、日照時間が長く、また、特に羽島地区では年間を通じて良好な風力など、自然エネルギーがあります。

そのため、本市では平成30年度に地域創生エネルギービジョンを策定し、太陽光や風力、さらには、先ほど議員おっしゃいましたように、間伐材を利用した木質バイオマスの発電など、再生可能エネルギーを導入して、電気から始まる新たな公共、新たなまちづくりとして、地域電力による地域経済の循環、電気の地産地消を推進しているところであります。

このように、それぞれの地域におきまして、地域の気候や産業などの特性を生かし、再生可能エネルギー、この地域経済の循環、エネルギーの地産地消、さらには雇用の創出を図っているところでございませぬ。

**○議長（平石耕二君）** ちょっと待ってください。ここで、質問議員と当局をお願いいたします。質問も答弁も簡潔をお願いいたします。

**○1番（吉留良三君）** それでは、本市の山林面積とかなどの林業の状況、それから、製材業の数とか、そういう産業の面で、現状がどうなのかを教えてください。

**○農政課長（富永孝志君）** 本市の山林面積についてでございますが、山林面積は6,961ヘクタールでありまして、総面積が1万1,230ヘクタールでございますので、約62%を占めている状況でございます。それと、林業の経営体につきましては、市内に3社、経営体がございます。

**○1番（吉留良三君）** 製材所が何カ所かありますね。そこを回れば、非常に大量な、いわゆる剥いだ皮、あれを積み上げてあります。堆肥にするという、肥料にするとかいう話なんですけれども、何かもっと

活用方法がないのかなというふうに思いますし、田舎に行けば、燃料としては風呂を沸かしたりとか、お湯を沸かしたりとか。今、エコストーブが流行ってまして、私もちょっと使ってみたんですけども、すぐお茶が沸くんですね。

だから、そういう意味でいうと、とりわけ、山間部といいますか、中山間地では有効な燃料源ではないかと思うんですけど、どうでしょうか。今、回れば薪を積んであります。それとか、さらに、炭焼きの方がその炭焼きの技術を伝承するよという方もいらっしゃると思います。それを含めて、何かもうちょっと活用法が、とりわけ中山間地ではあるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

**○農政課長（富永孝志君）** 木炭やエコストーブについて、推奨すべきということでございますが、この木炭やエコストーブにつきましては、熱効率や資源の循環という観点からは大変有効と考えておりますが、これを住宅に使用した場合に、燃料となる薪の調達、それと確保、保管場所等、それと煙突から出る排気等、このようなさまざまな問題が想定されるところでございます。

また、現在は木材の輸出が順調なこともございまして、現時点では木炭やエコストーブの推奨という形では考えていないところでございます。

**○議長（平石耕二君）** 吉留議員、ここで質問の途中ですけれども、昼食のため休憩いたします。

再開は1時15分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時15分

**○議長（平石耕二君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○1番（吉留良三君）** それでは、引き続きさせていただきます。

次に、買い物弱者問題がこの間、いろいろ議論されてきて、市の課題としても大きな課題だと思っておりますが、その一つとして、交通の赤字を福祉で取り戻す合わせわざということで、島根の益田の例なんですけれども、これ高山地区と似たような事例だと思っておりますけれども、買い物難民対策に昼間あいてるデイ

サービスの送迎車を無料で借りて、買い物支援バスを運行して、しかも、その買い物支援バスに野菜を収穫して、集荷して、スーパーへ持って行って、買い物し、そして野菜も売るということで、そのことで住民としては元気さを、より元気になって、結果的には本市も課題であります介護費用とか医療費とかを抑えられるとか、そういう観点からの提起があります。

だから、これを含め、これも高山地区がそうだと思うんですが、同じような観点からぜひこういう、交通政策だけでなく、福祉だけじゃなくて、そういう合わせわざ的な複合的な対応をしていただくことで、プラスマイナス黒字になるという。一方では赤字な部分があるかもしれんけど、さまざまを合わせるとプラスになると。そういう観点から、やっぱり縦割りの対応じゃなくて、横断的な対応をこれからはさらに強めてほしいというふうに思います。いかがでしょうか。

**○水産商工課長（平川秀孝君）** 効果的な買い物弱者対策について、公共交通政策を進めるに当たっても横断的な対策が必要ではないかということでございます。

買い物弱者対策は住民、事業者、行政が互いに連携して、役割を分担することの重要性を踏まえ、現在行われている各種サービスの情報提供等、状況に応じた施策の取り組みが必要かと思っております。

今年の10月からは、民間事業者の移動販売車が芹ヶ野公民館に引き続き、八房公民館にも来ていただいております。これは介護予防と買い物機会の確保のため、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターと住民の方々の協議により、利用が開始されたものです。

先ほど、交通の赤字を福祉で取り戻す合わせわざのお話でしたが、このように分散しているさまざまな生活サービスや地域の活動の場などを合わせわざでつなぎ、生活を支える地域運営の課題について取り組むことは必要と考えておりますので、今後も引き続き、国の施策や地域の状況等も見据えながら研究してまいりたいと考えております。

**○1番（吉留良三君）** ぜひさらに深めていただく

ようにお願いします。次の課題と少し絡んでると思いますので、次の課題へ進ませていただきます。

「田舎の田舎」の定住を支える小さな拠点づくりということで書いてますが、中山間地の特徴であります小規模分散性から生まれる中山間地の条件不利性を緩和して、この多彩な自然と暮らしをつないで、定住と環境の基盤インフラとして、小さな拠点づくりというのが今、進められています。国も国土交通省の資料の中に、「集落地域の大きな安心と希望をつなぐ小さな拠点づくりガイドブック」というのがありました。

こういうことで、今あちこち、例えば、農協跡地なんか結構大きな跡地がありますけれども、農協跡地など地域の中心地に小さな拠点をつくって、地域の暮らしを支えるよりどころとする。買い物拠点、交通拠点として想定される公共交通計画なども組み込むとか、そういうことを今、言われましたように、例えば、買い物もその拠点に移動販売車等を持ってくるとか、さまざまなメリットが言われています。輸送の問題とか、他分野の連関による経済循環性とか、さまざまなメリットが言われていますが、これについてぜひ今後、持続可能な地域循環型社会を構築するためにも、定住増の支えとなる拠点をぜひつくっていただきたいと思います。

例えば、今、何かセニアカーといいますがね、セニアカーが増えているというふうに聞くんですけど、小さな拠点だったら、例えば農協跡地だったら、地域からセニアカーでそこまでは来れる。自転車で来れる。そして、買い物をするとか、バスに乗るとか、さまざまなメリットがあるんじゃないかと思うんですけど、これらについて今後の検討といいますが、求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○政策課長（北山 修君）** 小さな拠点の検討、研究についてでございます。

一般的に中山間地域など集落が散在する地域については、人口密度がもともと低いため、インフラの維持やサービスの提供にコストがかかる地域でございます。人口減少が進みますと、店舗、病院、ガソリンスタンドなどが撤退して公共交通が減便となったりと、生活に必要なサービスを受けるのに影響が

出てまいります。

そのため、こうした地域でいつまでも安心して暮らしていける環境を維持しようとするれば、地域住民による合意形成のもと、商店や学校、病院といった生活基盤が一定の範囲に集約された、いわゆる小さな拠点をつくり、離れた集落とはコミュニティバスなどで結ばれるなど、コミュニティ機能を確保することが必要として、現在、国のほうでも推奨しているところでございます。

本市におきましても、同様に、地域や行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、共生協働のまちづくりのもと、交流センターの地区の拠点といたしまして、まちづくり協議会が中心となって、コミュニティや交通といった、地域に応じた課題を話し合い、地域のまちづくりに取り組んでいただいております。

このことから、本市におきましては、国の進める小さな拠点づくりにおける事例も参考にしながら、持続可能な地域づくりに向けて、まちづくり協議会等と協働しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○1番（吉留良三君）** 最近、新聞配達も広域化してなかなか大変で、郵便なんかとあわせて新聞も配るとか、宅急便も配るとか、さまざまいろんな工夫がされて、そこの地域を守っているということもだんだん増えていると言われてます。だからそういうのを含めて、さっき合わせわざと申しあげましたが、一つの仕事が0.3か0.4か0.5かしかなくても、さまざまなそういう拠点をつくることで、合わせて、例えば1.0の仕事をつくり出すとかいうこと等しながら、その地域の中心として、さまざまな生活の拠点になっていく、そういう小さな拠点づくりというのが、国土交通省の言っているのもそういうことかなと思うんですね。

そういうことをぜひ今後検討していただいて、ここはもったいないなと思うところが空いていますので、そういうところを拠点にして、今の交流センター等をさらに広げた任務といいますか、なっていくのかなというふうに思うんですけれども、さまざまなものを集めて、そこでさまざまなことができるというのを合わせていく。そういうことかなと思いま

すので、ぜひ、今日どうこうというのはありませんが、今後検討していただいて、地域の生き残り策として、中山間地の生き残り策として、ぜひ検討していただきたいと思います。私としても、今後、さらに勉強していきたいというふうに思います。

それから、さっき申し上げました島根の邑南町の話ですけれども、あそこは日本一の子育て地域づくりをしているということで申し上げましたが、実は各公民館に3人、4人おるスタッフの中に、市から職員を派遣しているそうなんです。実は今、生福に再任用で一人派遣してもらってると思うんですけれども、交流センターに。この位置づけがどうなのかというのを、まず教えていただきたい。どういう狙いでといいますか、配置されているのか、ちょっと教えてほしいなと思います。

**○まちづくり防災課長（下池裕美君）** 現在、生福交流センターに再任用職員1名をコミュニティの支援員という位置づけで配置をさせていただいております。主な業務につきましては、まちづくり協議会の根幹となる業務の支援といったようなことで、会長さんとともに意見交換をしながら、まちづくりに取り組んでいるところでございます。

**○1番（吉留良三君）** 私は、ころばん体操にも来られて、さまざま報告をされたりとか、地域の要望を聞いて解決したりとか、さまざまやっておられます。いいなと思ったんですけど、そういう意味でいうと、この邑南町もやってますように、そういう職員を、ある意味では地域から課題を解決していく。現場でしかわからないことがあると思うんですね。そういう意味でいうと、私は市が配置されたことは、邑南町みたいなことなのかなと思いながら、いいなと思ってるんですけど、そういう観点で、やっぱり現場でないわからないというか、解決策が出てこないということもいっぱいあると思うんですね。そういう意味でいうと、そういう観点も大事にしながら、ぜひ引き続き、できれば配置等も含めて、増やしていただければというふうに思います。

それでは、次の課題に移ります。

大きな2番、最後です。草木の茂る地区環境、道路整備についてということで出してありますが、今



年の議会の議論の中でも、今年のものすごい暑さの中で道路環境整備で頑張っているよなど、賃金も上げてやらないかんよなどという議論もありました。それぐらい今年は大変厳しい中で地区の道路等の環境整備をしてもらっていますが、なかなか昔と違って、国道も県道も市道も鉄道もですが、草木が茂る状況が多いです。一生懸命頑張ってもらってますけど、なかなか届かないところもあります。

そうした中で、今頑張っている方々、だんだんだんだん高齢化する方々が、高齢化した方々が頑張ってもらってますけど、こういう状況の中で、私は、最低限の重機等を備えて困難な暑い中で頑張っている方々を支えるといいですか、そういう必要があるかなというふうに思います。

ですから、ぜひ最低限の重機と、今リースで借りていらっしゃる分もあるというふうに聞いてますが、備えていただいて、しっかりと道路整備を、環境整備をしていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○土木課長（内田修一君）** 市道の除草作業につきましては、市の直営作業班とシルバー人材センターに委託して、除草作業をしている状況であります。また、作業の困難な箇所につきましては業者に依頼しております。そのほかに、公民館の市道沿線の方々による道路愛護活動により、市道の除草、清掃に御協力いただいているところであります。

本市では、重機を使用し、直営作業班にて主要な幹線道路の除草作業を行っております。現在、重機の稼働日数、購入価格、重機の維持管理費など、総合的に比較検討した結果、重機用の草刈り機のみを購入し、重機本体はレンタル会社より作業期間のみリース方式を採用しているところであります。

**○1番（吉留良三君）** 先だって、山手の中山間地のほうにおったら、消防自動車が通ってました。枝でこすって、ガサガサと擦る部分もあるようなところを通ってました。それから聞くところによりますと、民間の業者の車がその枝に当たって、何か補償する件があったと聞いてますが、それを含めて、ぜひ備えるべきものはちゃんと備えていただいて、いろんな予算上の問題もあると思うんですけど、支障

のないようにやっていただきたいというふうに思います。

それから2番目です。

市域を一部越えた道路の整備についてと書いてますが、いわゆる、いちき串木野市の道路が一部、隣の市の道路に入ってまたいちき串木野市に帰ってくるというところがあって、その管理については、本市でできるけどということでしたが、地元の要望としては、そういうところだから待避所をつくってほしいとかあるわけですね。そういうこと等の管理は、こういう場合はどういう形になるんでしょうか。お聞きします。

**○土木課長（内田修一君）** お尋ねの路線につきましては、市道が四十ヶ谷線という路線名になりますけれども、この市道は、市道内門上野線から、旧エネルギーセンターの前ですね、川上地区の松比良公民館方面に通じる幅員約3メートルの路線です。全延長が940メートルのうち、約110メートルが日置市区域を通りますが、維持管理は本市で行っております。当路線の整備につきましては、平成11年度に離合場所など6カ所の整備を行っております。新たな待避所の整備は、現在の利用状況を調査するとともに、必要性について研究してまいります。

**○1番（吉留良三君）** 地域としては、非常に市来方面への便利な道路で、ニーズはそんな多くないところですけども、生活道路として貴重なところですよ。せめて、避難のところをつくれなければ、できるだけ整備をしていただいて。女性ドライバーが道路が見えずにちょっと失敗して、近くにSOSを求めたとかいうことがあるようです。だから、それも含めてありますので、今後できるだけ地域の生活道路を含めて、改修、改善をしながら、地域の生活を守ってほしいということで、今日の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（平石耕二君）** 次に、西別府治議員の発言を許します。

[7番西別府 治君登壇]

**○7番（西別府 治君）** 日本の水産業は昭和59年にピークに達した後、30年間で2分の1まで急速に減少しています。昨年の漁獲量を制限する制度、T

AC対象のアジ生産量は現在でも90%を超える安定した生産量に対し、TACを外した沿岸地域などはピーク時のわずか25%まで落ち込んでおります。世界的な健康志向で日本の魚食文化がクローズアップされ、消費量の増加傾向にあり、サンマやスルメイカの減少も激しいものがあります。

沿岸漁業を成長産業にするには、資源を持続的かつ最大限に利用できることが必須であり、科学的根拠に基づき、漁獲量を適切に管理していくことが不可欠であります。

そこで、今年6月に水産庁が取りまとめ、今月8日未明に参院本会議で可決成立した水産政策の改革。吉川農林水産大臣は「漁業生産量が長期的に減少し、漁業者の減少、高齢化も進んでいる。こうした状況に終止符を打ち、漁業者が将来、展望を持てるようにするため、基本的制度を一体的に見直す」との改革の目的を説明しております。実に70年ぶりの大型改正の方向性について伺います。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 西別府治議員の質問にお答えをいたします。

今、お述べになられました。日本の漁業生産量は30年前と比較をして2分の1だというお話をされました。世界の生産量は2倍に増えております。そういったことで、大変進んでおります漁業後継者の問題とか、所得の問題とか、そういったことを合わせて、この水産政策改革が実に70年ぶりに、3日ほど前に、参議院で成立、おっしゃったとおり可決しております。あんまり明るいニュースはない中でも、後継者というのは少ないんですけども、その中でも7割は39歳以下だという明るいデータもあるわけがあります。

そこで、この水産政策の改革について、その方向性についてお尋ねだと思いますので、お答えをいたします。

お述べになられましたとおり、国においては、今年の6月に水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」を取りまとめておられ

ます。取りまとめに当たって国が定める水産政策の改革の方向性であります。その方向性の主なるものは、大きく集約しますと3点ほどあります。

これはお述べになりましたけど、まず一つは、漁業の成長産業化に向けた水産資源管理のための新たな資源管理システムの構築。これが主だと思います。資源管理というのが大事だと思います。2番目には、漁業者の所得向上に資する水産物の流通構造の確立。3番目、漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備などとなっております。

以上が、今度目指された水産政策の大きな三つの方向性と捉えております。

**○7番（西別府 治君）** 今、市長が述べられました3本の柱を支えるべき五つの法制化、法律をもって進めていくと具体的に打ち出されています。5項目を申し上げますと、まず、漁業者の収入の安定化、これも法制化してまいりますと。そして、トレーサビリティ、どこからどのようにして港から上がったというトレーサビリティも法制化しています。

それから、漁業権の優先順位ですね。これについては、今までいわゆる自分たちの浜の権利というのは漁協がお持ちでありました。個人がお持ちでありました。漁協も含めてですね。集約して漁協がお持ちでありました。これを優先的に活用してございましたけど、これも廃止するということが法制化されます。それから藻場の活動の状況、ここらあたりも法制化して活性化を図っていく。そしてまた、言われました漁協の中に販売のプロを設置し、販売していく。いわゆるネットワークの3本の柱の中のそういったことがあるわけでございます。

そして、今回の大きな流れの中で、国と地方の関係がストレートにつながって連動していくのではないかなというふうに考えております。こういう言い方をされていらっしゃる。各浜が抱える漁業の課題を、行政が明確な政策方針を示し、漁業者と一致協力して同じ方向で取り組まなければならない現状であると、大変厳しい現状であるということでもありますけど、市長、この内容についてどのようにお考えでしょうか。

もう1回言います。各浜が抱える漁業の課題、漁協が抱える漁業の課題ですね。さまざまあります。それを行政が明確な政策方針を示すことによって漁業者と一致して同じ方向で取り組んでいかなければ、現在と今からの現状を打開していくのはなかなか難しいだろうということでこれだけやる必要があるという水産庁の視点もございしますが、これについてはどうですか、市長。

**○市長（田畑誠一君）** 実に70年ぶりという水産政策の改革であります。3日前に参議院を通過し、成立しておりますが、その方向性というのをさっき三つほど申し上げました。それをさらに具体的に申し上げますと、たくさんありますけれども、要は、漁業の成長産業化に向けた水産資源の管理。2番目が水産物の流通構造。今おっしゃっているのは多分この分野だと思います。3番目が漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備とあります。

そこで、特に2番目の浜の取り組みについてお述べになりましたが、浜の活力再生プラン、これは5年計画でして、来年の31年度までの計画になっており、したがって今4年目です。この浜の再生プランというのは、漁業者が主体となって漁業所得の向上を通じた漁村地域の活性化を目指し、具体的な取り組みを実行するための総合的な計画を5年で立てなさいということで今までやってきております。

具体的な例で申し上げますと、浜プランの計画については、種子島周辺漁業対策事業や水産の多面的機能発揮事業などが実施されているところです。また、漁業コストの削減にも取り組まれて、漁業所得の向上に努力をされております。市といたしましては、増殖礁や藻場礁などの設置、各種補助制度などによりこれまで支援を行ってきたところであり、今言われました浜の所得向上、浜のプランは、今度の水産改革では、浜の皆さん、漁協の皆さんと行政が一体となって主導的役割を果たせということが今度の改正に盛り込まれているというお話であります。

であります。先ほど来お話ししておりますとおり、ちょうど12月8日未明に法律がやっと成立をいたしました。70年ぶりであります。これからの施行

に当たっては2年間という期間を設けてありますので、本市がどう取り組むべきか、漁協とどう話し合うべきかということは、これから省令によって細かく定められてくるものと思っております。その定められた省令にのっとって、私どもはできるだけ活用をしていきたいと現段階では考えております。今は法律が通っただけですので、これから追い追いついていく決まってくるものと思っております。

**○7番（西別府 治君）** 市長がおっしゃるような2年という期限がありますけど、これは2年以内なんです。だから、時間的には違う方向性になっていくだろうなと思います。

そして、戦後ということを行いました。確かに戦後の成長を支えた中において、浜の地先の漁業権は優先的に漁協が活用できたわけですけど、適切かつ有効に活用されていない漁業権につきましては、民間が介入する時点で優先順位から外すという内容であります。いわゆる既得権につきましても法律で制御して沿岸の活性化を図っていこうという考え方で。今、市長は省令に従ってやっていくということをおっしゃっています。ただ、内容的にはそこまで踏み込んだ流れの中で進んでいく。一緒にやって頑張らしようという市長の答弁がありましたので、引き続きまたそういったことも踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

次に入ります。

持続可能な資源管理を行う管理型漁業の必要性についてということですね。大きな柱の一つであります。魚がとれないよということを皆さんよくおっしゃいます。要因といたしましては、大きな気象変動があります。そして二つ目には外国船の巻き網等の操業のあり方、そして三つ目には、これは市長もおっしゃいましたけど著しい人口減少、そして高齢化。本市でももう72歳に届くんじゃないかなという気がしております。こういったのが大きな要因であります。ただ、もっと資源管理を的確、適切に行っていけば漁獲は戻るんじゃないかと思っております。この資源管理の必要性について伺います。

**○市長（田畑誠一君）** 壇上で西別府議員が申されましたけれども、30年前と比較をしますと、日本の

漁業生産量は2分の1に落ちている。世界の生産は逆に2倍に増えている。かつて日本は水産生産量世界一だったんです。御承知のとおり現在7位まで落ちております。その生産量が減った理由というのは、今お述べになったとおり気象の著しい変化も挙げられております。それから、これも述べられましたが、外国巻き網船による操業の拡大が大きくて、あと人口減少とかいろいろあるわけです。

そういうことが要因だと言われておりますが、やっぱり反省すべきは、それもあるけれども、もっと資源管理を適正にしていたらここまで落ちないというか、守られたんじゃないかという反省がどうやら踏まえているようであります。水産基本法の改正を見ますとですね。そこで、おっしゃいましたとおり、ことほどさように資源管理というのが一番大事だと思います。水産資源を適切に管理し、これを持続的にしっかり管理をして、資源の保全・回復を図りながら持続的に利用していくという資源管理というのが最も大事だと思います。

今回の水産政策の改革の中では、国際的に見て遜色のない科学的、効果的な評価方法及び管理方法による新たな資源管理システムを構築して、漁獲可能量の設定や漁獲割り当ての導入などによる管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させるとされているところです。おっしゃいますとおり一番大事なのは資源管理だと思います。

**○7番（西別府 治君）** 市長がおっしゃるように、最も大切な沿岸水産業の根幹となる部分であると考えています。この資源管理がうまくいく流れができ上がってきますと、いわゆる国はもう一つの法制化であります漁業収入の安定化を法制化してまいります。いわゆるセーフティーネットの構築を行うということでございます。こういったことまで展開をしていながら漁業の方向性を進めていきたいと思っております。

3番目に入っていきます。

漁協が所得向上に向け作成した浜プランの現状と支援についてお伺いします。先ほど市長が少しお話しなさいました。4漁協といちき串木野市、オブザーバーで県が入っております。これでいわゆる水産

産業再生委員会というのを立ち上げまして、市長がおっしゃったような流れで今進んでいるわけでございます。実は日本全国にこれを全部つくらせたいですね、水産庁が。実にその7割が所得の目標設定に届いているという現状であります。

その目標設定に届いているところに、予算をどういうことに使われましたかと。いわゆる種周とかいろいろ市長がおっしゃいましたけど、この中に産地水産業強化支援事業というのがありまして、これが浜プランとタイアップしながらやりますよという流れなんですけど、本市のこの支援事業の実態をちょっとお聞きしたいと思います。

**○水産商工課長（平川秀孝君）** 本市におきましては、今議員が仰せになった浜プランの計画を策定しまして、それに基づいてさまざまな事業を展開しているところでございます。今言われた産地水産業支援事業ということでいろんなメニューがあるところなんですけれども、今の段階では本市においてはこの事業を活用した部分というのはないと考えております。今後、その活用ができる部分については、各漁協の意向を踏まえながら検討していかねばならないと考えております。

**○7番（西別府 治君）** この支援事業は今、市長、活用してないわけなんですよね。今の答弁を聞けばやってないんです。

浜プランの中で、もう4年目ですけど、冷凍冷蔵庫の更新とかいろいろあるわけです。日本が最も誇るコールドチェーン、冷たい状態で消費者まで届けるシステムがあるわけなんですけど、これには冷凍冷蔵庫は必須条件です。冷凍冷蔵庫の更新について、今のところ計画にのぼっておりますけど、なされていない部分があるわけです。必須といいますか、肝といいますか、要といいますか、必要な分です。

**○市長（田畑誠一君）** 浜プランに記載されている事業、設備等については、お述べになっておりますように国の支援対象とされているところです。今おっしゃった冷凍冷蔵庫などの整備等については今のところ上がっておりませんが、漁協の要望等がございましたら、そういう計画をなさいましたら支援について漁協と協議してまいりたいと考えてお

ります。

**○7番（西別府 治君）** 次に4番目に入りたいと思います。水産物産地市場における4漁協の市場統合や施設の重点化についてです。

まず施設の重点化についてですが、港整備を含めたさまざまな予算、また現状がありまして、人口減少また高齢化によって今後こういうふうには港の活用が変わっていくだろうという趣旨も水産庁は出しています。その中において、重点化ということで、今、市長、冷凍冷蔵庫の話をしました。4漁協のうち二つの漁協が更新について計画を持っています。そういうことを含めて、そういうのも全て漁協には負担が発生しますので、なかなかうまくいかないだろうという部分がある一方、いわゆるコールドチェーンの流れは必須です。そこで、冷凍冷蔵庫の重点化については方向性がありますので次回に質問していきたいと思いますが、市場統合について進めていきたいと思っています。

統合による効果は、1カ所もしくは2カ所に集めますと取り扱い量が増えて安定化します。そして、競りが活性化して魚価が上がっていくというふうに言われております。実は、市長は御存じだと思いますが、数年前、本浦漁協、正確には串木野市漁協にチョコダイを市場統合で持っていった実績があります。それで、水揚げ前の体長管理、鮮度の管理は良好だったんですが、水揚げをした後の管理の状態が少し充実が必要だったみたいです。そのことによって付加価値の向上に至らなかったという経緯があります。ですから、持っていくことについては可能ではないかと判断しております。改善がなされれば可能であると漁協の方々も思っているんじゃないでしょうか。

そこで、市長、魚価の価格補償制度です。市場統合に伴って、いわゆる取扱量の安定と品質管理の安定によってマーケットをつくっていくための原資となる部分が、この魚価の価格補償制度だと考えますが、いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 大きくは、今日の日本の水産業のあり方、表現は悪いですが、どんどん衰退しています。冒頭に申されましたが、そういうことの

改革をあらゆる分野において、資源管理の問題や流通の問題、いかにしたら所得が上がるのか、きめ細かく販売に至るまで、今度の70年ぶりの水産政策の改革はうたっております。

水産庁長官が提案をするに当たって話された内容をまとめたものを私は持っていますが、それには、最初におっしゃった産地市場の統合、それから、重点化を進めるとともに品質管理の向上など市場機能を強化することにより水産物の取り扱い量の増大と品質の向上を図り、買い手を集め、販路拡大や魚価向上につながることを目指しますということをお見会しておっしゃいました。メモしております。こういったことも包含した水産政策であるわけですが、そこで本市の状況を踏まえた場合、各漁協が開設している水産物市場の統合については、これまでも試験的な試みや協議がずっとなされてきたんですけれども、いま一歩というところで残念ながら、この間の4漁協の統合で少し話が前に進んだ感はあるんですけれども、最終的には統合に至っていないという現状であります。市場統合を踏まえた販売事業の協力体制及び浜値の安定対策については、各漁協で引き続き取り組んでいこうとお決めになったようです。市といたしましても、難しい課題ではありますが、やはり施設の重点化も含めて、今後も国県等の協力をいただきながら漁協関係者と協議をしていきたいと思っております。

もう1点は魚価安定化のお尋ねだったと思いますが、漁業収入の安定化対策については、市としましてこれまで漁業者の皆さんへの支援として漁獲共済掛金の補助やドックに入ったときに補助をするといった面で漁協の皆さんと協議して支援をしてきたところです。沿岸漁業を取り巻く環境が厳しいということは承知しております。大事なことは、今おっしゃった魚価補償についてです。しかし、この魚価補償の問題は、魚種の選定や基準などさまざまな難しい問題がたくさんあります。したがって、沿岸漁業全体の振興策の中で引き続き研究し、協議してまいりたいと考えております。

**○7番（西別府 治君）** このままいきますと、市長、生産者といいますか、漁業者が急速に減ってま

いります。当然、船も減ってまいります。水揚げも減ってまいります。それに加えまして、今度の水産改革で限界管理基準を設定します。今まで取り過ぎが理由で減った場所があるとするじゃないですか。それをもう限界管理基準に来てますよと。おおむね10年ぐらいで復元できる計画をつくっていきますけど、おおむね10年でもっと短くないといけないんですけど、このセーフティーネットが法制化されていく中において価格補償まで国はできないと思います。

であっても、漁業者の限界管理基準がなくなっていくまでの移行期間における価格、ある一定の短い期間ですけどね、数年でしょう、3年、4年、そのくらいのスタンスでしょう、我慢していただいている間の補償というの、市長、研究していただきたいというふうに考えております。

答弁がありますか。

**○市長（田畑誠一君）** 今度の水産政策の中には、今おっしゃいましたとおり、これは水産庁長官のメッセージを聞いて私がメモしたんですけど、おっしゃるとおり、漁獲量を厳守することを前提として、トン数等の漁船の規模を制限してきた姿勢等を見直して、居住性、安全性、作業性の高い漁船が導入できるように検討を進めてまいりたい、こういったこともうたっておられるようです。

いずれにいたしましても、さっき申し上げましたとおり施行は2年以内ですけど、これから省令で具体的な提示がなされると思いますから、本市で取り入れられるところは積極的に取り入れて、漁協の皆さんと協議してまいりたいと考えております。

**○7番（西別府 治君）** 次に入りたいと思います。

漁協が行うマーケットインという人材支援についてであります。このマーケットインについて少し説明させていただきますと、消費者のニーズに合ったマーケットをつくっていくという考え方でありませう。例えば、市場を経由するマーケットというのが最近減ってきまして、青果で6割、水産で5割らしいです。そして、鮮魚を扱う国内の小売業は、半世紀前は80%でしたけれども、今は30%ということで、消費者と連携していくためにはこのマーケットインが必要だと言われております。

法制化の中で販売のプロを入れていくということがあります。それがこの人材支援につながっていくんですけど、今、インターネットを活用しまして、Aという水産の卸会社がありまして、都内の居酒屋などに卸すわけですけど、そこと連携をとることでマーケットインがかなり実現されます。もちろん、浜活プランにもこの計画が入っております。

そこでお聞きをしたいと思いますが、販売能力を持つための人材派遣会社等を含めた人材の確保についてお伺いしたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 今、マーケットインの事をお尋ねであります、これも水産庁長官の談話に「漁業者の所得向上を目指すには販売事業の積極的な展開が必要となります。このため販売事業を行う漁協の役員に販売のプロなどを入れることを法律に明記して推進してまいります」と。今そのことを話されたと思いますが、法制化されます。

そこで、それへの対応策ですけれども、今回の水産政策の改革に合わせた漁協制度の見直しに伴い「組合員の漁獲物その他の生産物の販売の事業を行う漁協の理事のうち1人以上は水産物の販売等に関し実践的な能力を有する者でなければならない」とされております。今申し上げたとおりです。漁業者の所得向上に資するとともに消費者ニーズに応えた水産物の供給のため、これらの人材支援につきましては、今後、国の施策等が具体的に出てくると思いますので、それを見ながら支援できる部分については検討してまいりたいと考えております。

**○7番（西別府 治君）** 人材支援については検討するという市長の答弁であります。3級販路コーディネータという資格があるみたいで、それは社団法人日本販路コーディネータ協会というのがございまして、通信資格セミナーというのを自宅で勉強しながら3級がとれるというものです。試験は当然あります。試験は福岡であります。近いですね。こういったこともあります。セミナーが2万円ぐらいだそうなんです。

こういったことも含めながらも、漁協の皆さんもそうですけど、いわゆる職員の方々にも触れてもらって、こういったものを今からやっていくんだよ

という意味でも、ぜひこのセミナーを受けられて試験を受けるといった支援を考えられないだろうかと考えます。いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 漁協制度の見直しに伴いまして、漁協の理事のうち1人以上は水産物の販売等に関し実践的な能力を有する者でなければならぬとなりますと、専門的な知識や資格等の取得も必要になってまいります。したがって、国の支援策などを見ながら活用できる制度がないか検討してまいりたいと考えております。

**○7番（西別府 治君）** 明確な方向性を行政が示して、そして漁業者と一致協力して、議会もですけど、同じ方向で取り組んでいく、そのことをどんどん進めていける環境づくりを進めていきたいと思っております。

これで水産関係については終わりたいと思います。次に、市来駅周辺の開発整備であります。

1番目であります。国道3号線から駅に至るエントランスの現状についてであります。

鉄道が敷かれまして今100年ちょっとですね。立地については、市長、特殊要因なんですね。通常、主要道路、例えばここでいえば3号線に沿ったところに大体駅というのはできていますよね。伊集院は別ですけど、大体3号線に沿ってできています。この場合は主要幹線から620メートル奥にあります。ですから、100年前の歩いていっていた時代ですから相当奥にできたんじゃないか、立地条件はそういうところにあります。そして県道の名前が市来停車場線だそうです。湯之元にもありますね。湯之元停車場線という、上のほうからおりていく長い道路があります。

現状としては駅ロータリーの周辺につきましては、非常にいい整備がされまして、七夕祭のモニュメントなどありまして非常にいい環境ができ上がってきているのではないかと。駐車場もあります。非常にいい整備がされてきていると思っております。ただ、エントランスの部分は、さまざまな部分で乖離が発生しているように考えておりまして、それについてお聞きしたいと思います。

**○都市計画課長（火野坂斉君）** 国道3号から駅に

至る現状についてであります。

市来駅は国道3号から県道市来停車場線に入り、延長620メートルの直線道路の先に位置しております。国道3号の市来駅入口交差点の近くには市来駅への案内板が上りと下り、それぞれ2カ所ずつ設置されている状況であります。

県道市来停車場線の沿道には幾つかの事業所があるほか、住宅やアパートが多く、特に近年、駅周辺では新築住宅も増えつつある現状にあります。片側一車線で歩道は未整備の状況であります。県道市来停車場線につきましては、これまで鹿児島地域振興局に整備の要望を行ってききましたが、今のところ実施に至っていないところであります。

**○7番（西別府 治君）** 今、担当課長から新築が進んでいますよねと。これは事実そうですね。どんどんできていってる状況があります。

次の質問でありますけど、土地区画整理事業の未執行における、あの一帯の宅地開発のあり方あります。

これは待ち望んだ状況というのが以前あったんじゃないかなというふうにお聞きしております。例えば区画をしましてバイパス道路ができて、その延伸が通るんじゃないか、通すんだよということです。また、区画整理事業もやったらどうかということで、ある一定の調査もされているみたいです。ここらあたりの宅地開発のあり方についてお伺いしたいと思います。

**○市長（田畑誠一君）** 区画整理事業の未執行における宅地開発のあり方についてお尋ねであります。

市来駅前地区につきましては、土地区画整理事業で住環境の整備を行うこととしておりました。しかしながら、近年、地方または国全体としても、人口減少や高齢化が進む社会など経済情勢が大きく変化をし、国においてもコンパクトシティの形成推進や都市の防災安全関連へのシフトが進むなど従来の土地区画整理事業による市街地の形成から都市計画のあり方を見直しております。

こうした中、多くの年月と事業費が必要とされる区画整理事業の実施については現実的に困難であります。地域の実情に応じた住環境整備を図ってい

くことが必要だと考えているところです。

**○7番（西別府 治君）** 市長は今、あの地域の将来の都市像について話されました。地域の要望等を踏まえながら、やはりこういった流れをつくっていく必要があるよねということを今おっしゃっております。そして、その中でコンパクトシティの話がされました。いわゆるコンパクトシティ・プラス・ネットワーク構想を今国は進めているんだよという話であります。

例えば、あの地域を少しかいま見ますと、いろんな意味で豊富な既存ストックがあって、まさしくコンパクトシティの要素を秘めた地域であるんじゃないかなというふうに考えております。今市長がおっしゃいましたコンパクトシティ構想についての御意見をいただきたいと思っております。

**○市長（田畑誠一君）** 人々が生活をしていくためには、医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスを享受する必要があります。これには一定の人口密度もまた必要であります。このため現在、国においては都市構造を見直して、公共交通ネットワークを活用して、人口密度を維持するための政策を推進しつつ、こうした生活サービスを持続的に提供することを可能とする立地適正化計画の策定を自治体に求めております。本市におきましても、人口減少の中にあって、市全体としてあるべき都市構造または各地域のあり方について検討してまいりたいと考えております。

コンパクトシティの定義というのは、一言で言ったら住みやすい、日常生活を営むにとっても利便性に富んだまちの形成だと思います。それには病院があったり学校があったり公園があったり買い物ができるお店があったり、そういったものをできるだけ一つの地域に、吉留議員でしたか、小さな拠点づくりのお話をされましたが、そういった形の一言で言ったら住みやすい地域、もっと言ったら便利な地域、そこにおいて何もかも賄える地域、そういうのがコンパクトシティの定義ではないかというふうに捉えております。

**○7番（西別府 治君）** 市長がおっしゃいますコンパクトシティ、あの地域はコンパクトシティに合

致しそうな気がするというふうに私は捉えております。病院がありますね。福祉施設もあります。そして店舗もあります。住宅もあります。団地が二つありますからね。ですから、あそこの地域というのは新築も進んでいてかなり有望であるというふうに考えているところであります。

ただ、市長、駅の立地の条件において620メートルも3号線に返ってこないと入口がないわけです。ですから入口をですね。ここから駅が始まってコンパクトシティ化されていく地域としてのイメージを抱いていただけるようなエントランス、入口のあり方を進めていけたらなと思っております。例えば、入口のカラー舗装化。全部じゃないです。620メートル全部をするわけにはいきませから、3号線から見える範囲で、たくさんでなくてもいいです、カラー舗装もしくはインターロッキング等で、ここが新しいまちがスタートする部分だねということ。

それから駅から自転車等、単車で3号線に信号のところまで来ますと、道路の関係でしょうか、非常に車との間隔が狭くて、自転車で停車すると非常に危険を感じます。安全上の問題もありますから、入口を隅切りといいますか広げるといいますか、何とかこういったことを進めていけたらなというふうに考えておりますけどいかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** 市来駅は、冒頭に申されたとおり国道3号線から少し奥まっています。なぜ向こうに行ったか。どれほど定かであるかわかりませんのでここでは申し上げませんが、私は聞いております、なぜ向こうに行ったかというのは。それはそれで一つの歴史であって、そのことを核にしてまちができてきたんだからそれでいいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、市来駅は国道3号から県道市来停車場線に入って直線で620メートル奥まった位置にあるということではありますが、これまで、その市来停車場線の改良を県の振興局にお願いしているんですけど、入口といっても、住居といいますか家屋といいますか商業施設といいますか、店舗等があって、要望してきたんですけど、なかなか今のところ解決に至っていない、整備が整っていない状況にあります。



難しい問題ですけれども、引き続き振興局にはお願いをしていこうと思っております。

**〇7番（西別府 治君）** 市長は必要性をお認めになっています。あとは用地買収が若干絡んでくる部分があると思うんですね。それについては地元の方々にも御理解をいただいて用地買収を何とかやっけていける方向性が見出せましたら、そういった入口の件につきましても、そして片側歩道設置につきましても進めていただければというふうに考えております。

そのことがあってコンパクトシティ・プラス・ネットワーク構想なんですけど、先ほど立地適正化計画についておっしゃいましたよね。これをつくることでコンパクトシティ・プラス・ネットワーク構想ができ上がっていくわけなんですけど、いわゆる立地適正化プランにおいて本市全体のネットワーク構想をつくっていくわけなんですけど、あそこの市来だけのプランを国が認めるか認めないかというのもあるんじゃないかなと思います。これはちょっと専門的なことですのでお聞きしたいと思います。

**〇都市計画課長（火野坂斉君）** 立地適正化計画というのは、以前、都市計画において都市計画マスタープランというのがあったのは御存じだと思います。これに匹敵するような政策でありまして、立地適正化計画を作成しなければ国庫補助の対象にもなりませんという計画であります。したがって、立地適正化計画の中がどういう計画に進んでいくかわかりませんが、その中で市が進める構想で補助金のお願いをすれば補助化をされるような形になっていくというふうに考えております。

**〇7番（西別府 治君）** 担当課はそう申しますけど、市全体の中での立地適正化プランというのがというのが私は重要になってくると思います。これは公共交通網との連携がございまして、いわゆる駅が近くにあるか、バスが走っているかとか、全部が合わさって、例えば神村学園周辺のコンパクトシティ、そういった全体が網羅されていきながら私はあると思ってるんですね。

今のこの状態を早くから予想しておりまして、公益社団法人区画整理促進機構というのがござい

て、こういうことを書いています。読んでみたいと思います。

我が国は急速な人口減少・高齢化や財政悪化が進みつつある。まちづくりにおいてコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方のもと、既成市街地内における都市機能の更新や集約立地、居住推進のため住環境整備密集地対策などを進めていく。また、都市周辺部の小さな拠点の形成や外部流通機能の整備、外部から来たときの流通、そんなものにおいても土地区画整理事業は有効な手段であった。市長が申されましたね。これは有効だったんだけど、ただ、今の中で土地区画を推進する上では、合意形成、補償、工事展開などものすごく難しい問題があります。予算もそうですね。ですから、これを民間業者を入れて、区画整理推進機構というのが中心になりまして進めていくことが可能であるというふうにあります。

詳細につきましては、例えば機構が無料で専門家の派遣をしてくれます。まず、まちづくりの勉強会をしようじゃないですかと。そして、もし始めるんだったら区画についての勉強会も始めようじゃないですかと。そして区画をすれば土地の価値が上がったりして税のことも出てきますから税についても勉強会を始めようじゃないですかと。それが一段落してや何とかやってみようということになれば、事業化に向けたいわゆる採算性、そして地権者の合意形成、事業計画、そして土地利用のあり方。息子がおらんで土地をどうするかとかいろいろあると思うんですね。そういったことまで含んで事業化に向かう。これは無料であるそうです。ですから人口減少の中で区画整理が非常に難しくなっているところでこういったシステムがあって、国交省の管轄であります。この機構を入れてくださいということではないですけど、こういった民間活力を活用しながら進められるコンパクトシティ構想というのがあるみたいですよ。

これについては答弁がなかなか難しい部分があると思いますから、こういったことも含めながら進める必要があるというふうに考えております。可能なことではないかなというふうに考えております。

それから、国の方向性の中でアウトカムをやっばり言います。成果をですね。ですから、これについてもこういった取り組みをするという予算獲得にアウトカムの実態が大きく反映されると思いますから、また研究していただきたいというふうに考えております。

4番目に入ります。

県営橋之口団地の老朽化や高齢化に伴う周辺の住みやすい環境整備について伺います。

これも市長、住宅があるということ、既存ストックの中でコンパクトシティ・プラス・ネットワーク構想の一部であると思います。ただ、これは県営住宅であります。既得権としては我々がなかなかできない部分でありますけれども、昭和54年に建設されて、40年以上たって老朽化をしている状況であります。今後の方向性ということでありまして、均衡ある入居者の年齢分布、若い方々の入居の促進についてなんですけど、市長、重信川というのが住宅の後ろにありますよね。あれは市道編入されて市道扱いになっているらしいんですけど、あそこのいわゆる住宅敷地との境界に側溝があります。ユニバーサルデザインから言えば、若い方々が住んでいくという考え方に立てば、あそこは造成されて40年前のそのままだが残っている状態でありまして、何とかユニバーサルデザインとして、あそこを暗渠化、もしくは蓋をかぶせるとかいろいろなことがあると思うんですけど、そういった方向性で進めていくことができないかということを知りたいと思います。

**○都市計画課長（火野坂斉君）** 県営橋之口団地の老朽化や高齢化に伴う周辺の住みよい環境整備についてであります。

お述べになりましたとおり、県営橋之口団地は昭和54年に建設され、当初は若い世代の家族が多くありましたが、現在は高齢化が進んでいる状況にあります。団地は老朽化しておりますが、魅力ある団地として若者世帯にも住んでいただけるよう、施設管理者である県とも協議してまいりたいと思っております。また、安全面を考えたユニバーサルデザインということで、重信川沿いの河川道路につきましては、利用頻度を考え、優先度を考慮して検討してま

いります。

**○7番（西別府 治君）** 市長、橋之口団地の屋上に草が生えてるんですよ。屋上緑化をしているのかなと思って、ちょっと定かではないですけど、あれが全てを物語っているような気がしております。今、優先順位とかいろいろありましたけど、これは必ず必要になってきます。あれをつくっていくとなれば相当なお金がかかってきますから。まだまだ活用できると思います。ですから進めていただきたいと思っております。

最後になりますけれど、水産改革は市長、こんな電話帳以上のものすごい厚いものらしいですね。これを読みながら進めていって今のことなんですけど、結局は最終的にわずか2年以内で達成していくよという方向性、意気込み、そうしないと日本の水産業、また沿岸漁業は成り立たないということになっていくと思っております。

それから、都市形成でありますけど、さらなる人口減少で恐らく、恐らくではなく当たり前ですね、高齢人口がどんどん増えてまいります。そして、生産年齢人口の大幅な減少が見込まれるんじゃないかなというふうに思っております。そのことによって地域の活力が低下する。今、市長がおっしゃいますコンパクトシティ・プラス・ネットワーク構想、居住や都市機能を集約し、密度の経済で利便性を図ったり地域経済の活性化、そして何よりも行政コストの削減等があるそうであります。

ここらあたりを踏まえて、日本という国は先進国で誰も経験したことのない、ものすごい人口減少と高齢化の中にあるわけですが、市長、どうにかコンパクトシティ・プラス・ネットワーク構想を進めていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

**○市長（田畑誠一君）** まず冒頭に、非常に深刻化してきた水産業の振興について、実に70年ぶりとなる改革がなされました。このことを取り上げられましたが、漁業は国民に対して水産物の供給をする使命を有しておりますが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数が長期的に減少傾向にあるなど漁業を取り巻く環境は大きく変わってきております。だから水産改革なんですけどね。今回の改正は、適切

な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すものであります。漁業をめぐる諸情勢の変化等に対応し、漁業生産力の発展を図るため関係団体・機関と連携しながら法に基づいた施策の展開に努めてまいりたいと思います。

たびたび議場で西別府議員は、これから目指すまちのあり方、構想としてコンパクトシティを掲げておいでです。今回もそういった点で、あらゆる角度からの御質問、ご提言をいただきました。私ども、市民生活においてまずは安心安全に暮らせるまち、そして希望の持てるまち、住んでよかった・住みたいまちということを私ども行政、議会を挙げて目指しております。また、そのことは私どもの責務であります。

まさに本市が今取り組んでおる、ある意味では、まさに本市の人口規模そのものがコンパクトシティではなかろうかと捉えております。したがって、そういった一体性が持たれる、そういうまちを目指します。まちの形成もそうですが、もっと大事なことは市民の皆さんが同じ方向に向かって協力をしていこうという仕組みを私ども行政がつくる、議会の皆さんも一緒ですが、そういう使命があると思っております。そういった大局に向かってこれからも議会の皆さんと研鑽してまいりたいと思っております。

**○7番（西別府 治君）** 全ての質問を終わります。

---

△散 会

**○議長（平石耕二君）** 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。御苦勞さまでした。

散会 午後2時42分